

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年11月28日
【事業年度】	第9期（自 2018年9月1日 至 2019年8月31日）
【会社名】	ウォンテッドリー株式会社
【英訳名】	Wantedly, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 仲 暁子
【本店の所在の場所】	東京都港区白金台五丁目12番7号
【電話番号】	03-6369-2018
【事務連絡者氏名】	執行役員 兼平 敏嗣
【最寄りの連絡場所】	東京都港区白金台五丁目12番7号
【電話番号】	03-6369-2018
【事務連絡者氏名】	執行役員 兼平 敏嗣
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
決算年月	2015年8月	2016年8月	2017年8月	2018年8月	2019年8月
営業収益 (千円)	-	-	1,289,741	2,163,444	2,922,366
経常利益 (千円)	-	-	59,369	177,465	294,581
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	-	-	25,695	103,684	146,495
包括利益 (千円)	-	-	23,575	102,112	148,787
純資産額 (千円)	-	-	484,956	633,378	793,866
総資産額 (千円)	-	-	836,268	1,204,036	1,747,443
1株当たり純資産額 (円)	-	-	53.61	69.19	86.25
1株当たり当期純利益金額 (円)	-	-	2.84	11.34	15.94
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	-	-	-	10.99	15.47
自己資本比率 (%)	-	-	58.0	52.6	45.4
自己資本利益率 (%)	-	-	5.3	16.4	20.5
株価収益率 (倍)	-	-	-	213.42	215.18
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	88,070	225,505	460,869
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	58,378	98,025	26,897
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	46,231	11,303
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	-	-	465,228	636,111	1,076,607
従業員数 (人)	-	-	52	94	134
(外、平均臨時雇用者数)	(-)	(-)	(16)	(18)	(37)

(注) 1. 第7期連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、それ以前については記載しておりません。

2. 営業収益には消費税等は含まれておりません。

3. 第7期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が算定できないため記載しておりません。

4. 第7期の株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。

5. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイム及び契約社員)は年間平均人員を()外数で記載しております。

6. 当社は、第7期以降の連結財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

7. 当社は、2017年6月17日付で普通株式1株につき50株の株式分割を、2017年12月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っておりますが、第7期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額を算出しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
決算年月	2015年8月	2016年8月	2017年8月	2018年8月	2019年8月
営業収益 (千円)	450,657	840,284	1,289,741	2,142,975	2,902,079
経常利益又は経常損失 () (千円)	2,588	120,859	99,705	244,933	374,357
当期純利益又は当期純損失 () (千円)	2,669	77,803	66,031	171,152	38,599
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	221,900	225,950	225,950	226,662	232,314
発行済株式総数 (株)	102,304	102,394	4,572,700	9,152,900	9,198,600
純資産額 (千円)	425,505	461,380	527,412	744,960	794,941
総資産額 (千円)	571,105	725,064	877,318	1,311,452	1,741,826
1株当たり純資産額 (円)	41.59	45.06	57.62	81.39	86.37
1株当たり配当額 (円)	-	-	-	-	-
(うち1株当たり中間配当額) (円)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額 (円)	0.26	7.59	7.22	18.72	4.20
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	-	-	-	18.14	4.08
自己資本比率 (%)	74.5	63.6	60.1	56.8	45.6
自己資本利益率 (%)	-	17.5	12.5	23.0	4.9
株価収益率 (倍)	-	-	-	129.29	816.66
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	36,455	182,641	-	-	-
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	184,972	6,860	-	-	-
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	200,040	41,956	-	-	-
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	302,708	436,532	-	-	-
従業員数 (人)	27	40	49	87	125
(外、平均臨時雇用者数)	(8)	(5)	(16)	(17)	(36)
株主総利回り (%)	-	-	-	-	162.1
(比較指標: TOPIX) (%)	(-)	(-)	(-)	(-)	(87.1)
最高株価 (円)	-	-	-	8,640	5,710
				3,450	
最低株価 (円)	-	-	-	3,700	2,119
				1,890	

(注) 1. 営業収益には消費税等は含まれておりません。

2. 第5期から第7期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が算定できないため、記載しておりません。

3. 自己資本利益率については、第5期は当期純損失が計上されているため記載しておりません。

4. 第5期から第7期の株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。

5. 当社は配当を行っておりませんので、1株当たり配当額及び配当性向につきましては、それぞれ記載しておりません。

6. 当社は第7期より連結財務諸表を作成しているため、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー及び現金及び現金同等物の期末残高は記載していません。
7. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイム及び契約社員）は年間平均人員を（ ）外数で記載しております。
8. 第5期以降の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。
9. 当社は、2014年11月19日付で普通株式1株につき60株の株式分割を、2017年6月17日付で普通株式1株につき50株の株式分割を、2017年12月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っておりますが、第5期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額を算出しております。
10. 印は、株式分割（2017年12月1日、1株 2株）による権利落後の最高・最低株価を示しております。
11. 最高株価及び最低株価は東京証券取引所マザーズにおけるものであります。なお、2017年9月14日をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価について記載していません。
12. 第5期から第7期の株主総利回り、比較指標については、当社株式は非上場でありますので記載していません。

2【沿革】

年月	概要
2010年9月	東京都渋谷区において、インターネットを利用した各種サービスの企画・開発・運営を目的としてフューエル株式会社を設立
2011年9月	商号をウォンテッド株式会社に変更
2012年2月	ビジネスSNS（ 1 ）プラットフォームの前身として、会社訪問マッチングサービス（ 2 ）「Wantedly（ウォンテッドリー）」（現 Wantedly Visit）のサービス開始
2012年3月	本社を東京都渋谷区恵比寿に移転
2013年11月	商号をウォンテッドリー株式会社に変更
2013年11月	本社を東京都港区白金台三丁目に移転
2015年6月	本社を東京都港区白金台五丁目に移転
2016年11月	シンガポール子会社、Wantedly Singapore Pte. Ltd.を設立
2016年11月	つながり管理アプリ「Wantedly People」リリース
2017年9月	東京証券取引所マザーズに株式を上場

- 1 ビジネスSNSとは、ビジネスにおける”人與人”や”人と企業”のマッチング、ビジネス上でつながった人（現在や過去の同僚・取引先・ビジネスパートナー・知人など）とのコミュニケーション、自身の情報や共通の話題についての情報発信・情報交換等を目的として利用されるオンラインのサービスです。
- 2 会社訪問マッチングサービスとは、給与や福利厚生といった「条件」によりマッチングして応募からすぐに採用面接に進むことを前提にした既存の求人サービスとは異なり、ビジョンや価値観への「共感」によって潜在転職者層を含む個人と会社のマッチングを行うオンラインサービスです。会社訪問マッチングにおいては、応募者が会社を訪問して応募者・会社の双方がお互いをよく理解するための気軽な面談を最初に行い、その後本格的な選考プロセスに進んでいくことを前提としております。

3【事業の内容】

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社（ウォンテッドリー株式会社）及び子会社1社（Wantedly Singapore Pte. Ltd.）により構成されており、「シゴトでココロオドル人をふやす」というミッションのもと、全てのビジネスパーソンのためのプラットフォームとしてビジネスSNS「Wantedly（ウォンテッドリー）」を運営しております。当該事業において、ビジョン・個性・価値観など従来の仕組みでは忘れられてきた観点でのビジネス上のつながりを創出・拡充し、より多くの働く人々が仕事に熱中して仕事を心から楽しめる状態（“シゴトでココロオドル”）をつくり、社会全体を活性化したいと考えております。

このミッションを実現するために、当社グループでは「最短距離の最大社会的インパクト」という方法論を掲げ、テクノロジーを中心とした拡張性の高い手法で、より多くの働く人々に当社グループのサービスを届けることを重視しており、この方針が当社グループの「プロダクト」「ビジネスモデル」「組織」に反映されております。

当社グループでは、働くすべての人が共感を通じて「であい（Discover）」「つながり（Connect）」「つながりを深める（Engage）」ためのビジネスSNSプラットフォーム「Wantedly（ウォンテッドリー）」を運営しており、当該プラットフォームにおいて、会社訪問マッチングサービス「Wantedly Visit」、つながり管理アプリ「Wantedly People」等のサービスを提供しております。個人ユーザ・企業ユーザは、これらのサービス間で「Wantedly（ウォンテッドリー）」のアカウントを共通して利用できるようになっており、プラットフォーム上のサービス間でのユーザの遷移、それぞれのデータ・つながり情報やコンテンツの連携・融通につなげております。その結果として、単一サービスの展開と比較して、ビジネス上のより多様な領域（利用シーン）・ユーザ層への価値提供を行うことができております。

なお、当社グループはビジネスSNS事業の単一セグメントとなります。

セグメント名称	主要提供サービス	サービス内容
ビジネスSNS事業	Wantedly Visit	会社訪問マッチングサービス。既存の求人サービスのような給与や福利厚生といった「条件」ではなく、ビジョンや価値観への「共感」による個人と企業・仕事のマッチングを提供。
	Wantedly Admin	Wantedly Visitへの募集掲載、記事投稿、募集に応募した候補者の管理などを行うSaaS型企業ユーザ向け管理ツール。
	Wantedly People	つながり管理アプリ。複数枚の名刺を同時に読み取り、即時にデータ化してつながりを管理することが可能。加えて、つながりを強めるための話題提供機能を内包。

「Wantedly」を利用する個人ユーザは約209万人、企業ユーザは約3万3千社となっております。また、当社グループビジネスSNSへの月間利用者数（1）は258万人を超えております。企業ユーザ、個人ユーザともに、新規ユーザの獲得には、既存ユーザによるサービス利用や口コミが起点となっております。企業ユーザや個人ユーザが「Wantedly Visit」、「Wantedly People」上などで募集や記事などのコンテンツを公開・投稿して、登録企業の社員や個人ユーザおよびそれらの友人などがソーシャルメディア上でコンテンツをシェアすることで、それを見た個人ユーザが登録・応募や記事の閲覧を行ったり、他企業の人事担当者が自社のアカウントを開設したりすることが新規ユーザの獲得につながります。

また、マッチングサービスである「Wantedly Visit」（企業側は管理ツール「Wantedly Admin」）に加えて、「Wantedly People」を通して、個人ユーザ・企業ユーザの日常的・継続的な利用を促進しております。

「Wantedly」の個人ユーザ数、企業ユーザ数、月間利用者数の推移は以下のとおりです。

	個人ユーザ数 (人)	企業ユーザ数 (社)	月間利用者数 (人)
2016年8月末	484,440	17,982	879,828
2016年11月末	539,660	19,807	955,121
2017年2月末	669,416	21,646	1,499,822
2017年5月末	784,843	23,338	1,514,842
2017年8月末	890,612	24,377	1,728,617
2017年11月末	1,029,742	25,382	1,943,127
2018年2月末	1,178,747	26,279	2,232,861
2018年5月末	1,348,888	27,610	2,414,456
2018年8月末	1,484,713	28,807	2,307,413
2018年11月末	1,638,959	30,222	2,539,982
2019年2月末	1,781,821	31,308	2,645,161
2019年5月末	1,937,039	32,387	2,589,146
2019年8月末	2,093,910	33,475	2,580,419

なお、2016年11月にシンガポール子会社Wantedly Singapore Pte. Ltd.を設立し、アジアにおいて「Wantedly Visit」「Wantedly Admin」のサービス展開を加速しております。

「Wantedly」上で運営するサービスにおいて、ユーザから直接的に収益を得ている主なサービス又は収益の発生に大きく関連するサービスは「Wantedly Visit」「Wantedly Admin」「Wantedly People」の3つとなります。各サービスの詳細の説明は以下のとおりです。

- 1 月間利用者数とは、当社が運営するサービスに登録の有無にかかわらず月間でアクセスした人数をブラウザベースもしくは端末ベースで集計した数値となります（サイトとアプリ間での重複は排除）。月間で同じ人が何度アクセスした場合でも1人とカウントします。

(1) Wantedly Visit、Wantedly Adminについて

「Wantedly Visit」は、ビジョンを掲げる会社とそうしたビジョンに共感する個人との新しい出会いを提供するマッチングサービスです。当サービスでは、募集要項に関して給与や福利厚生といった条件面ではなく会社のビジョンや価値観による訴求を推奨しております。条件でのマッチングではなく、ビジョンや価値観でのマッチングを図るため、企業ユーザはWhy（なぜやるのか）、What（なにをやっているのか）、How（どうやっているのか）の3つのフレームワークを基に会社のビジョンを募集要項に表現します。

そして、それを企業で働く社員、社員の家族、友人、取引先などが応援（ソーシャルメディア上で拡散）することで、企業ユーザは、従来の給与や福利厚生面などの条件面でのマッチングを提供してきた採用媒体では出会うことができなかった人材と出会うことができます。

従来の人材採用サービスを提供する会社は、後者の大企業が顧客の中心となっている一方、「Wantedly Visit」を利用する企業は、創業直後のスタートアップや中小企業など大手人材採用サービス事業者が顧客としてこなかった従業員数100名以下の層が多数を占めております。これに加えて、近年では大企業や地方自治体、大学、公的機関の利用も拡大しております。

個人ユーザは、FacebookやTwitterなどのソーシャルメディアで友人や知り合いがシェアした募集を見て、「Wantedly Visit」のサイトに訪れ、各ユーザのソーシャルグラフ（2）に最適化された募集の一覧を閲覧し、気になる会社や募集があれば「話を聞きに行きたい」ボタンをクリックして、企業とコンタクトをとります。個人ユーザの属性は、20代から30代が全体の大多数を占めており、ビジネスパーソンに加えて、2013年以降の新卒採用におけるインターンの活用が広がったタイミングから大学生の登録も拡大しております。

「Wantedly Visit」への募集掲載などを管理するSaaS型企業ユーザ向けツール（採用ソリューション）の「Wantedly Admin」は、月額3万円からの固定金額で一定期間（半年や年間など）の契約を基本とするサービス形態となっております。1顧客あたりの利用単価を高めて少数の顧客に販売する形態ではなく、相対的に低単価で多数の

顧客に利用されることを主としているため、売上上位10社の全体の売上に占める割合は10%以下となっており、特定の顧客からの収益には依存しておりません。また、売り切り型ではなく、継続したサービス提供を前提とした料金体系のため、サービス提供開始時だけでなくその後の利用期間において顧客の満足度を高めることが契約の更新に繋がり、それによって長期利用の顧客が増え、継続的に収益が積み上がっていく構造にあります。

また、システム継続利用のための月額課金以外に、各種ニーズにあわせたオプション機能に追加の利用料金を設定しております。オプション機能は大きく分けて、スカウト、認知度向上・流入促進、コンテンツ作成の3種類になります。スカウトは、企業ユーザが個人ユーザに直接メッセージを送ることができるダイレクトリクルーティング機能になります。認知度向上・流入促進は、Facebook上での広告代行や「Wantedly Visit」内でのトップページ掲載などになります。コンテンツ作成は、ビジョンについて書き慣れない企業に対してヒアリングをした上でライティングを行う募集要項の作成代行や通常の募集よりもコンテンツリッチな特別タイプの募集作成などになります。

加えて、企業ユーザは「Wantedly Admin」を通して投稿記事の閲覧状況の分析などを行うことで自社のブランディングや採用広報活動を強化することができます。

2 ソーシャルグラフとは、ウェブ上における人間の相関関係やその結びつきの情報を意味します。

(2) Wantedly Peopleについて

つながり管理アプリ「Wantedly People」は、テクノロジーの力を駆使し、アプリでの1回のスキャンで最大10枚の名刺を即時にデータ化します。名刺交換のすぐ後にアプリからメールを送ったり、電話をかけたたりすることができます。また、アプリで読み取ったデータはPC版でも閲覧・編集やエクスポートすることも可能です。また、「Wantedly」のアカウント情報と連携しており、機械学習によりデータが増えるに従って読み取り精度・「Wantedly」上のアカウントとのマッチング精度が向上する“使えば使うほど賢くなる”点に特徴があります。

ビジネスパーソンを取り巻く環境は、人生100年時代と言われる長寿化や、年金財政の逼迫、企業の短命化などにより大きく変化しつつあり、複数の企業や分野で働くことが当たり前になっていくと考えられます。経済産業省の「雇用関係によらない働き方」に関する研究会においても、多様な働き方が一つの選択肢として確立していくことの重要性が述べられており、人生100年時代において社会で生き抜くために必要な要素として、知見や人脈などの無形資産が挙げられています。「Wantedly People」はビジネスパーソンが人のつながりをこのような資産に変え、管理・活用し、また培っていくためのサービスと当社では位置づけております。

その一環として、核となる名刺管理機能に加え、名刺交換相手の企業や業界に関連する情報、ユーザが所属する企業や業界の情報、世の中のトレンドとなる話題のニュースなど、名刺の登録日や検索情報を基準に、ユーザにとって有益となる話題を自動で収集・提供する機能を導入しております。この機能上で掲載する広告に関して広告主となる企業ユーザから得る広告収入を収益源としております。

[事業系統図]



「個人ユーザ」は「無料登録利用者」及び「有料登録利用者」の総称を示しています。

「企業ユーザ」は「無料企業ユーザ」及び「有料企業ユーザ」の総称を示しています。

4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有割合又は被所有割合(%)	関係内容
(連結子会社) Wantedly Singapore Pte. Ltd.	シンガポール共和国	1,600,000 シンガポールドル	ビジネスSNS事業	100.0	当社サービスの海外市場開拓及び販売代理役員の兼任 3名

- (注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。
 2. 特定子会社に該当している会社はありません。
 3. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2019年8月31日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
ビジネスSNS事業	134 (37)
合計	134 (37)

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、契約社員)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。
2. 従業員数が当期中において、40名増加したのは、主として業容拡大に伴う定期及び期中採用によるものであります。
3. 当社グループは、ビジネスSNS事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 提出会社の状況

2019年8月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
125 (36)	28.4	1.4	4,664

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマー、契約社員)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 従業員数が当期中において、38名増加したのは、主として業容拡大に伴う定期及び期中採用によるものであります。
4. 当社は、ビジネスSNS事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(3) 労働組合の状況

当社グループの労働組合は結成されておきませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 会社の経営の基本方針

当社グループは、「シゴトでココロオドル人をふやす」というミッションのもと、全てのビジネスパーソンのためのプラットフォームとしてビジネスSNS「Wantedly（ウォンテッドリー）」を運営しております。

(2) 経営戦略等

当社グループでは、以下の点を経営戦略として重点的に行ってまいります。

1. 企業ユーザ層の拡大
2. 個人ユーザ層の拡大
3. 対象市場の拡大

(3) 目標とする経営指標

当社は持続的な成長を通じた企業価値の向上を目指しており、営業収益を重要な経営指標と位置づけ、企業価値の向上を図って参ります。

(4) 経営環境

我が国の経済は、雇用・所得環境の改善が続く中で、緩やかな改善傾向にありますが、個人の消費については経済の先行きが不透明なこともあり、依然として楽観視できない状況が続いております。

このような経済環境の中、有効求人倍率は高水準で推移しており、人材採用の需要は活発な状況が続いております。また、就労者の転職活動、学生の就職活動や企業の人材採用活動におけるインターネットや機械学習などのテクノロジーの活用についても拡大傾向にあります。

(5) 対処すべき課題

当社では下記の事項を対処すべき課題として取り組みを進めております。

既存事業の収益機会の拡大及び収益機会の創出

当社グループはビジネスSNSプラットフォームとして「Wantedly（ウォンテッドリー）」を運営しており、企業ユーザ、個人ユーザのための様々なサービスを提供しております。

現在は「Wantedly Visit」「Wantedly People」などのサービスにて収益を得ておりますが、それらサービスにおいて新たな機能追加や利用企業層の開拓、提供国（海外展開）の拡大により収益機会の拡大を図って参ります。

また、現在収益化が始まって間もないサービスにおいてもさらなる収益機会の拡大・創出を図って参ります。

システムの安定性の確保

当社グループの主要事業におきましては、インターネット上にてサービス提供を行っている関係上、安定した事業運営を行うにあたり、新規事業等に伴うアクセス数の増加を考慮した、サーバー設備の強化、負荷分散システムの導入等が重要となる為、今後も設備投資等を継続的に行い、システムの安定性確保に取り組んで参ります。

事業組織体制の強化

今後の事業拡大及び収益基盤の強化を図るにあたり、専門性の高い優秀な人材の確保及び在籍する人員の育成に注力し、これまで同様、少人数での効率的な事業運営を意識しつつ、事業規模に応じた組織体制の整備を進めて参ります。

開発組織においては、複数の少人数チームがそれぞれ裁量をもって開発に取り組むことで無駄な確認やコミュニケーションを抑制し開発スピードを高い状態に保ちながら、各種ツールを活用した情報の可視化などにより定量的なデータに基づいて迅速な分析・意思決定を行う体制をさらに強化して参ります。

また、営業・マーケティング組織においては、企業ユーザの伸びに対して効率的に対応していく体制の強化が重要となります。具体的には、データ分析や各種ツールを活用しながら、見込客の創出・育成を介した反響型の企業ユーザ獲得を中心とし、多数の営業人員や広告投下に依存せず、利用企業への継続的な運用支援を行っていく継続課金型のビジネスモデルや「Wantedly People」および海外展開などの新規事業の収益拡大に適した体制を強化して参ります。

情報管理体制の強化

当社グループは個人情報を含む多くの機密情報を保有しております。特に名刺管理アプリを提供していることから、これら情報管理の重要性については十分に認識しております。

個人情報等の機密情報について、社内規程の厳格な運用、定期的な社内教育の実施、セキュリティシステムの整備等により、今後も引き続き、情報管理体制の強化を図って参ります。

当社ブランドの知名度向上

当社グループはこれまで新聞・テレビ・雑誌等のマスメディア向け広告には注力しておらず、当社が持つWebマーケティング技術やソーシャルメディアの有効活用により、サイト利用者の獲得を図って参りました。

しかしながら、既存事業の更なる拡大及び競合企業との差別化を図るにあたり、当社ブランドのより一層の確立が重要であると認識しており、現在費用対効果を慎重に検討の上、サイトへの流入拡大施策や広告宣伝及びプロモーション活動を強化しており、「Wantedly（ウォンテッドリー）」ならびに「Wantedly Visit」「Wantedly People」など個別サービスの知名度向上を図って参ります。

2【事業等のリスク】

以下において、当社グループの事業の状況及び経理の状況等に関する事項のうち、リスク要因となる可能性があると考えられる主な事項及びその他投資者の判断に重要な影響を及ぼすと考えられる事項を記載しております。当社グループは、これらのリスク発生の可能性を十分に認識したうえで、発生の回避及び発生した場合の対応に取り組む方針ではありますが、当社株式に関する投資判断につきましては、本項及び本書中の本項以外の記載事項を慎重に検討したうえで行われる必要があると考えております。

なお、投資家の投資判断上重要であると考えられる事項につきましては、投資家に対する積極的な情報開示の観点から開示しておりますが、以下の記載のうち将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであり、将来において発生の可能性があるすべてのリスクを網羅するものではありません。

1．事業環境に関するリスクについて

(1) インターネット関連市場について

当社グループは、インターネット上においてビジネスSNS事業を提供していることから、PCやモバイル端末等の通信機器の普及、通信ネットワーク回線の増強等により、インターネットの利用環境が引き続き整備されていくと共に、同関連市場が今後も拡大していくことが事業展開における前提条件であると考えております。

当社グループは、今後PCとモバイル端末の両面でより安価で快適にインターネットを利用できる環境が整い、情報通信や商業利用を含むインターネット関連市場は拡大を続けるものと見込んでおります。しかし、今後新たな法的規制の導入、技術革新の遅れ、利用料金の改定を含む通信事業者の動向など、当社グループの予期せぬ要因によりインターネット利用環境の発展が阻害される場合には、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(2) ソーシャルメディアへの対応について

当社グループが運営するサイトの利用者のうち一定の割合は、特定のソーシャルメディア（「Facebook」、
「Twitter」）からの流入であり、今後につきましてもソーシャルメディアからの流入をより強化すべくソーシャルメディアとのサービス連携強化を実施していく予定であります。

しかしながら、ソーシャルメディアによるAPI（ソフトウェアやシステムの連携）制限や各種規約の変更等何らかの要因により、これまでの連携が有効に機能しなかった場合、また、今後の連携が限定された場合、当社グループサイトへの流入が想定を下回り、当社グループの業績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(3) 競合について

当社グループは、ビジネスSNS事業を主たる事業領域としておりますが、その中でも主なサービスである「Wantedly Visit」は求人情報メディア、人材紹介会社等が競合となります。当該分野は既に多くの企業が事業展開していることに加え、参入障壁も低く、競合が激しい状況にあります。

当サービスにおいては、給与等の条件でのマッチングではなく、ビジョンや価値観でのマッチングにより、そのサービスの在り方そのものから差別化を図ってきており、また登録ユーザのキャリアプロフィールの蓄積やその中でも採用ニーズの高いエンジニア・デザイナーの比率が高いことが優位性につながっており、実際に競合する状況も限定的となってきました。しかし、今後において十分な差別化や機能向上等が図られなかった場合や、新規参入等により競争が激化した場合には、当該事業及び当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

2．事業内容及び当社グループのサービスに係わるリスクについて

(1) 「Wantedly Visit」および「Wantedly Admin」サービスへの依存について

当社グループの主な収益は「Wantedly Visit」への募集掲載などを管理するSaaS型ツール「Wantedly Admin」による収入であり、依存度が高い状況であります。前述の通り、求人市場における他の媒体との競合激化等により、「Wantedly Visit」サービスの利用ならびに「Wantedly Admin」サービスの売上高が減少した場合には、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

従いまして、当該サービスへの依存度を低くするため、ビジネスSNSプラットフォーム上における様々なサービスにて、収益源（マネタイズポイント）の多様化を企図しております。しかしながら、これら施策が当初の計画どおりに進まなかった場合には、当社グループの業績に大きく影響を与える可能性があります。

(2) 求人募集要項の表示について

当社グループは、「Wantedly Visit」で掲載される求人募集要項に関して、「表記規程」、「コンテンツ・クオリティ・ガイドライン」及び「チェックリスト」等の運用ルールを設けており、その徹底した運用を図ることで当社グループのビジョンの浸透、法令遵守及び公序良俗の維持に努めております。一例として、給与等の条件、風紀を乱し犯罪を誘発する恐れのある記載の排除を徹底しております。しかしながら、これらの施策を実施しているにも関わらず違反するような求人募集要項の掲載が行われた場合や求人募集要項に対して異なる印象を受ける個人ユーザが増加した場合に、レピュテーション等の影響も含めて、当社グループの事業展開及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(3) 求人市場の動向による業績変動について

「Wantedly Admin」は、主に求人企図する企業ユーザからシステム利用料を頂いており、求人企業の人員計画により業績変動の影響を受ける場合があります。当サービスの運営に当たり、事業年度末及び就職活動シーズン等による求人ニーズの変動について認識しておりますが、想定を超えて上方又は下方へ変動した場合、当社グループ事業の業績に影響を与える可能性があります。

また、求人市場及び雇用情勢の動向による影響も受け易いため、関連する市況が上方又は下方へ変動した場合、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(4) 海外展開について

当社グループは、海外市場での事業拡大を積極的に進めて参りますが、海外展開に際してはその国の法令、制度、政治、経済、商慣習の違い、為替等の様々な潜在的リスクが存在しております。今後も海外における事業拡大を計画しており、当該リスクを最小限にするために、事前に十分な対策を講じてまいりますが、それらのリスクに対処できなかった場合等には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 為替の変動について

当社グループでは、海外グループ会社の現地通貨建てでの財務諸表を日本円に換算したうえで、連結財務諸表を作成しております。したがって、為替相場の変動が当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 事業拡大に伴う投資について

当社グループは、サービスの安定稼働やユーザ満足度の向上を図るためには、サービスの成長に即してシステムやインフラに対する先行投資を行っていくことが必要であると認識しております。また、サービスに関する知名度向上のための広告宣伝や海外展開に伴う現地採用等の採用費、事業所開設費用などの先行投資も予定しております。

今後予測されるユーザ数及びアクセス数の拡大並びに海外展開及びセキュリティの向上に備えて継続的な投資を計画しておりますが、実際のユーザ数及びアクセス数が当初の予測から大幅に乖離する等、計画通り進捗しなかった場合には、追加投資を行う可能性があり、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) システム障害について

当社グループの事業は、PCやコンピュータシステムを結ぶ通信ネットワークに全面的に依存しており、自然災害や事故等によって通信ネットワークが切断された場合には、当社グループの事業及び業績に深刻な影響を及ぼします。また、サイトへの急激なアクセス増加や電力供給の停止、外部からの不正アクセス等の予測不可能な様々な要因によってシステム障害が生じた場合、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

3. 法的規制及び知的財産等に関するリスクについて

(1) 個人情報保護について

当社グループは、求職者の応募情報や名刺に記載される個人情報を取得しているため、「個人情報の保護に関する法律」が定める個人情報取扱事業者としての義務を課されております。

当社グループは、個人情報の外部漏洩の防止はもちろん、不適切な利用、改ざん等の防止のため、個人情報の管理を事業運営上の重要事項と捉え、アクセスできる社員を限定すると共に、個人情報適正管理規程等を制定し、全従業員を対象として社内教育を徹底する等、同法及び関連法令並びに当社に適用される関連ガイドラインを遵守し、個人情報の保護に積極的に取り組んでおります。

しかしながら、当社グループが保有する個人情報等につき漏洩、改ざん、不正使用等が生じる可能性が完全に排除されているとはいえません。従いまして、これらの事態が起こった場合、適切な対応を行うための相当なコストの負担、当社グループへの損害賠償請求または信用の低下等によって、当社グループの事業及び業績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(2) 知的財産権について

当社グループは、第三者の知的財産権侵害の可能性については、弁護士等と連携し調査によって確認した限りにおいて現時点で侵害はないものと認識しておりますが、当社グループの認識していない知的財産権等が既に成立している可能性があります。このような場合においては、当社グループが第三者の知的財産権等を侵害したことによる損害賠償請求や差止請求等、又は当社グループに対するロイヤリティの支払い要求等を受ける可能性があります。その際には、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(3) 法的規制等について

当社グループの事業を規制する主な法規制として、「電気通信事業法」、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（以下「プロバイダ責任制限法」という。）及び「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」（以下「不正アクセス禁止法」という。）があります。

電気通信事業法については、通信の秘密の保護等の義務が課されております。また、当社グループは、プロバイダ責任制限法における「特定電気通信役務提供者」に該当し、不特定の者によって受信されることを目的とする電気通

信による情報の流通において他人の権利の侵害があった場合に、権利を侵害された者に対して、権利を侵害した情報を発信した者に関する情報の開示義務を課されております。

不正アクセス禁止法については、「アクセス管理者」として、努力義務ながら不正アクセス行為からの一定の防御措置を講ずる義務が課されております。

これら関連法令において、当社グループが想定しない形で損害賠償請求等を受ける可能性があります。

その他、インターネット関連事業を規制する法令は徐々に整備されてきている状況にあり、今後、インターネットの利用や関連するサービス及びインターネット関連事業を営む事業者を対象として、新たな法令等の制定や、既存法令等の解釈変更等がなされた場合には、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(4) その他訴訟、係争の可能性について

当社グループでは、本書提出日現在において業績に影響を及ぼす訴訟、係争は生じておりません。

しかしながら、今後何らかの事情によって当社に関連する訴訟、係争が行われる可能性は否定できず、かかる事態となった場合、その経過又は結果によっては、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

4. 事業運営体制に係わるリスクについて

(1) 組織体制及び人材の確保・育成について

当社グループの組織体制は、小規模であり業務執行体制もそれに準じたものとなっております。当社グループは、今後の事業展開に応じて、従業員の育成及び人員の採用を行うとともに業務執行体制の充実を図っていく方針であります。しかしながら、人材の確保が思うように進まない場合や、社外流出等何らかの事由によりこれらの施策が計画どおりに進行しなかった場合には、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(2) 内部管理体制について

当社グループは、2012年2月のサービス提供開始から、未だ成長途上にあると考えており、今後の事業及び経営成績を予測する上で必要な経験等が十分に蓄積されていないものと考えております。今後の事業運営及び事業拡大に対応するため、内部管理体制について一層の充実を図る必要があると認識しておりますが、事業規模に適した内部管理体制の構築に遅れが生じた場合は、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(3) 代表取締役への依存について

代表取締役である仲暁子は、当社グループの創業者であり、創業以来代表取締役を務めております。同氏は、インターネット関連事業及びWebマーケティング等に関する豊富な経験と知識を有しており、経営方針や事業戦略の決定及びその遂行において極めて重要な役割を果たしております。

当社グループは、取締役会等における役員及び幹部社員の情報共有や経営組織の強化を図り、同氏に過度に依存しない経営体制の整備を進めておりますが、何らかの理由により同氏が当社グループの業務を継続することが困難となった場合、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

5. その他

配当政策について

当社グループは、株主に対する利益還元を経営課題と認識しており、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を勘案し、利益還元政策を決定していく所存であります。しかしながら、当社は当期純利益を計上しておりますが、未だ内部留保が充実しているとはいえ、創業以来配当を行っておりません。また、当社グループは現在、成長過程にあると考えており、内部留保の充実を図り、事業の効率化と事業拡大のための投資等に充当し、なお一層の事業拡大を目指すことが、株主に対する最大の利益還元につながるかと考えております。

将来的には、各期の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を勘案し、株主に対して利益還元を行うことを検討して参りますが、現時点において配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

経営成績の状況

当連結会計年度における我が国の経済は、雇用・所得環境の改善が続く中で、緩やかな改善傾向にありますが、個人の消費については経済の先行きが不透明なこともあり、依然として楽観視できない状況が続いております。

このような経済環境の中、有効求人倍率は高水準で推移しており、人材採用の需要は活発な状況が続いております。また、就労者の転職活動、学生の就職活動や企業の人材採用活動におけるインターネットや機械学習などのテクノロジーの活用についても拡大傾向にあります。

このような事業環境の下、当社ビジネスSNSプラットフォーム「Wantedly（ウォンテッドリー）」は堅調に成長を続け、2019年8月末時点で登録企業ユーザ数は前連結会計年度末から4,668社増加し33,475社、登録個人ユーザ数は前連結会計年度末から609,197人増加し2,093,910人となりました。

また、主力サービス「Wantedly Visit」「Wantedly Admin」のサービス改善への取り組みや営業および顧客対応の体制強化により既存サービスの拡大を図る一方で、つながり管理アプリ「Wantedly People」の展開や海外市場の開拓も進めております。

以上の結果、当連結会計年度の営業収益は、2,922,366千円（前連結会計年度比35.1%増）、営業利益は305,146千円（同68.6%増）、経常利益は294,581千円（同66.0%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は146,495千円（同比41.3%増）となりました。

なお、当社グループは「ビジネスSNS事業」の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしていません。

財政状態の状況

(資産)

当連結会計年度末における総資産につきましては、前連結会計年度に比べ543,407千円増加し、1,747,443千円となりました。現金及び預金の増加440,495千円、売掛金の増加31,178千円が主な要因であります。

(負債)

当連結会計年度末における負債合計につきましては、前連結会計年度に比べ382,918千円増加し、953,577千円となりました。未払金の増加164,707千円が主な要因であります。

(純資産)

当連結会計年度末における純資産につきましては、前連結会計年度に比べ160,488千円増加し、793,866千円となりました。利益剰余金の増加146,495千円が主な要因であります。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、1,076,607千円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度において営業活動により得られた資金は460,869千円（前連結会計年度は225,505千円の収入）となりました。これは主として、税金等調整前当期純利益288,946千円によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度において投資活動により支出した資金は26,897千円（前連結会計年度は98,025千円の支出）となりました。これは、主として有形固定資産の取得による支出19,407千円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度において財務活動により得られた資金は11,303千円（前連結会計年度は46,231千円の収入）となりました。これは、新株予約権の行使による株式の発行による収入11,303千円によるものであります。

生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

当社グループは生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

b. 受注実績

当社グループは受注生産を行っておりませんので、該当事項はありません。

c. 販売実績

当連結会計年度における販売実績は次のとおりです。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)	
	販売高(千円)	前年同期比(%)
ビジネスSNS事業	2,922,366	135.1
合計	2,922,366	135.1

- (注) 1. 当社はビジネスSNS事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしていません。
 2. 主要な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合については、いずれの販売先についても当該割合が10%未満のため記載を省略しております。
 3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりです。なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものです。

重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成に当たりまして、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額並びに開示に影響を与える見積りを必要とします。経営者は、これらの見積りについて過去の実績や現状等を勘案し合理的に判断していますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

当社グループの連結財務諸表で採用する重要な会計方針は後記「第5 経理の状況 連結財務諸表等」に記載しております。

当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

a. 営業収益

当連結会計年度の営業収益は、2,922,366千円(前年同期比35.1%増)となりました。これは基本プラン及びオプションの有料利用企業社数の増加によるものです。

b. 営業費用、営業利益

当連結会計年度の営業費用は、2,617,219千円(前年同期比32.0%増)となりました。これは、事業拡大に伴う人員の増加による給与手当及び通信費が増加したことによるものです。

この結果、営業利益は305,146千円(前年同期比68.6%増)となりました。

c. 営業外収益、営業外費用、経常利益

当連結会計年度の営業外収益は2,501千円となりました。また、営業外費用は13,066千円となりました。この結果、経常利益は294,581千円(前年同期比66.0%増)となりました。

d. 特別損益、親会社株主に帰属する当期純利益

税金等調整前当期純利益は288,946千円(前年同期比62.8%増)となり、親会社株主に帰属する当期純利益146,495千円(前年同期比41.3%増)となりました。

キャッシュ・フローの分析

キャッシュ・フローの分析につきましては、前記「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要」をご参照ください。

当社グループの資本の財源及び資金の流動性につきましては、次のとおりです。

当社グループは、継続的な成長のため、認知度を向上させることにより、より多くのユーザを獲得し、また既存のユーザを維持していくことが必要であると考え、広告宣伝等に資金を投下してきており、今後も継続して国内外における広告宣伝等を進めていく方針であります。当社グループの運転資金需要のうち主なものは、当社グループのサービスを効果的に拡大していくための広告宣伝費及び人件費であります。当社グループは、必要な資金を主に自己資金で賄っております。

経営成績に重要な影響を与える要因について

当社グループは、前記「第2 事業の状況 2 事業等のリスク」に記載のとおり、事業環境、サービスの性質、国際事業展開、コンプライアンス等、様々なリスク要因が当社グループの経営成績に重要な影響を与える可能性があることを認識しております。

そのため、当社グループは常に市場動向に留意しつつ、内部管理体制を強化し、優秀な人材を確保し、市場のニーズに合ったサービスを展開していくことにより、経営成績に重要な影響を与えるリスク要因を分散・低減し、適切に対応を行って参ります。

4【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資は19,407千円となります。その主な内容は、人員増加に伴う業務用パソコン等の工具、器具備品の取得であります。

なお、当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

また、当社グループは、ビジネスSNS事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

2【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

2019年8月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(千円)			従業員数(人)
			建物	工具、器具 及び備品	合計	
本社 (東京都港区)	ビジネスSNS事業	本社設備	83,651	34,413	118,065	125(36)

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数(パートタイム含む。)は年間平均人員を()外数で記載しております。

3. 本社の建物を賃借しております。年間賃借料は177,333千円であります。

4. 当社はビジネスSNS事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしてありません。

(2) 在外子会社

主要な設備はありません。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	36,000,000
計	36,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2019年8月31日)	提出日現在発行数 (株) (2019年11月28日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	9,198,600	9,216,200	東京証券取引所 (マザーズ)	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	9,198,600	9,216,200	-	-

(注) 提出日現在の発行数には、2019年11月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

決議年月日	2013年1月17日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 1 使用人 1
新株予約権の数(個)	9[8]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 54,000 [48,000] (注)1、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	27(注)2、5
新株予約権の行使期間	自 2015年1月18日 至 2023年1月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 27 資本組入額 14 (注)5
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	当社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

当事業年度の末日(2019年8月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2019年10月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注)1. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が株式または新株予約権の無償割当を行う場合、当社が他社と合併を行う場合、または当社が会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて目的となる株式の数の調整を必要とすると当社が認めた場合、当社は合理的な範囲で目的たる株式の数の調整を行うことができるものとする。

2. 新株予約権の割当日後に、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整するものとする。なお、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後時価を下回る価額で新株の発行を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの新株発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記計算において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の総数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たりの新株発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれと読み替えるものとする。

さらに上記のほか、当社が株式または新株予約権の無償割当を行う場合、資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本減少、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

本新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社子会社の取締役、使用人または社外協力者の地位にあることを要する。ただし、当社取締役会決議により承認を得た場合はこの限りでない。

本新株予約権は当社の株式が日本国内の証券取引所に上場した場合に限り行使することができる。ただし、当社取締役会決議により承認を得た場合はこの限りでない。

本新株予約権者が死亡した場合は、本新株予約権の相続は認められない。

本新株予約権1個の分割行使はできない。

その他本新株予約権の行使の条件については、別途当社と本新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に従う。

4. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が消滅会社となる合併に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以下を総称して「組織再編行為」という。）をする場合であって、かつ、当該組織再編行為にかかる契約または計画において、会社法第236条第1項第8号のイ、二、ホに掲げる株式会社の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれに交付する旨を定めた場合に限り、組織再編行為の効力発生日（新設型再編においては設立登記申請日、以下同じ。）の直前において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、当該募集新株予約権の消滅と引き換えに、再編対象会社の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。

新株予約権の目的となる株式の数または算定方法

組織再編行為の効力発生日の前日における本件新株予約権の目的となる株式の数に合併比率または株式交換もしくは株式移転比率を乗じた数に必要な調整を行った数とし、（注）1に準じて調整する。

新株予約権の行使に際して出資される金額または算定方法

組織再編行為の効力発生日の前日における本件新株予約権の出資金額に、必要な調整を行った額とし、（注）2に準じて調整する。

新株予約権を行使できる期間

本件新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本件新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

新株予約権の行使の条件

（注）3に準じて決定する。

5. 2014年11月19日付で株式分割（1：60）、2017年6月17日付で株式分割（1：50）、2017年12月1日付で株式分割（1：2）を行った結果、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額及び新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額が調整されております。

決議年月日	2014年11月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 1 使用人 3
新株予約権の数(個)	1,100 [1,050]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 110,000 [105,000] (注) 1、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	190 (注) 2、5
新株予約権の行使期間	自 2016年11月27日 至 2024年11月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 190 資本組入額 95 (注) 5
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	当社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4

当事業年度の末日(2019年8月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2019年10月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が株式または新株予約権の無償割当を行う場合、当社が他社と合併を行う場合、または当社が会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて目的となる株式の数の調整を必要とすると当社が認めた場合、当社は合理的な範囲で目的たる株式の数の調整を行うことができるものとする。

2. 新株予約権の割当日後に、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整するものとする。なお、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後時価を下回る価額で新株の発行を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの新株発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記計算において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の総数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たりの新株発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれと読み替えるものとする。

さらに上記のほか、当社が株式または新株予約権の無償割当を行う場合、資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本減少、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

本新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社子会社の取締役、使用人または社外協力者の地位にあることを要する。ただし、当社取締役会決議により承認を得た場合はこの限りでない。

本新株予約権は当社の株式が日本国内の証券取引所に上場した場合に限り行使することができる。ただし、当社取締役会決議により承認を得た場合はこの限りでない。

本新株予約権者が死亡した場合は、本新株予約権の相続は認められない。

本新株予約権1個の分割行使はできない。

その他本新株予約権の行使の条件については、別途当社と本新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に従う。

4. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併(当社が消滅会社となる合併に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以下を総称して「組織再編行為」という。)をする場合であって、かつ、当該組織再編行為にかかる契約または

計画において、会社法第236条第1項第8号のイ、二、ホに掲げる株式会社の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれに交付する旨を定めた場合に限り、組織再編行為の効力発生日（新設型再編においては設立登記申請日、以下同じ。）の直前において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、当該募集新株予約権の消滅と引き換えに、再編対象会社の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。

新株予約権の目的となる株式の数または算定方法

組織再編行為の効力発生日の前日における本件新株予約権の目的となる株式の数に合併比率または株式交換もしくは株式移転比率を乗じた数に必要な調整を行った数とし、（注）1に準じて調整する。

新株予約権の行使に際して出資される金額または算定方法

組織再編行為の効力発生日の前日における本件新株予約権の出資金額に、必要な調整を行った額とし、（注）2に準じて調整する。

新株予約権を行使できる期間

本件新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本件新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

新株予約権の行使の条件

（注）3に準じて決定する。

5. 2017年6月17日付で株式分割（1：50）、2017年12月1日付で株式分割（1：2）を行った結果、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額及び新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額が調整されております。

決議年月日	2015年11月26日
付与対象者の区分及び人数（名）	取締役 1 使用人 4
新株予約権の数（個）	1,482 [1,416]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 148,200 [141,600]（注）1、5
新株予約権の行使時の払込金額（円）	900（注）2、5
新株予約権の行使期間	自 2017年11月27 至 2025年11月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 900 資本組入額 450 （注）5
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	当社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4

当事業年度の末日（2019年8月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2019年10月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注）1．当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が株式または新株予約権の無償割当を行う場合、当社が他社と合併を行う場合、または当社が会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて目的となる株式の数の調整を必要とすると当社が認めた場合、当社は合理的な範囲で目的たる株式の数の調整を行うことができるものとする。

2．新株予約権の割当日後に、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整するものとする。なお、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後時価を下回る価額で新株の発行を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの新株発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記計算において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の総数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たりの新株発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれと読み替えるものとする。

さらに上記のほか、当社が株式または新株予約権の無償割当を行う場合、資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本減少、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

3．新株予約権の行使の条件

本新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社子会社の取締役、使用人または社外協力者の地位にあることを要する。ただし、当社取締役会決議により承認を得た場合はこの限りでない。

本新株予約権は当社の株式が日本国内の証券取引所に上場した場合に限り行使することができる。ただし、当社取締役会決議により承認を得た場合はこの限りでない。

本新株予約権者が死亡した場合は、本新株予約権の相続は認められない。

本新株予約権1個の分割行使はできない。

その他本新株予約権の行使の条件については、別途当社と本新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に従う。

4．組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が消滅会社となる合併に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以下

を総称して「組織再編行為」という。)をする場合であって、かつ、当該組織再編行為にかかる契約または計画において、会社法第236条第1項第8号のイ、二、ホに掲げる株式会社の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれに交付する旨を定めた場合に限り、組織再編行為の効力発生日(新設型再編においては設立登記申請日、以下同じ。)の直前において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、当該募集新株予約権の消滅と引き換えに、再編対象会社の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。

新株予約権の目的となる株式の数または算定方法

組織再編行為の効力発生日の前日における本件新株予約権の目的となる株式の数に合併比率または株式交換もしくは株式移転比率を乗じた数に必要な調整を行った数とし、(注)1に準じて調整する。

新株予約権の行使に際して出資される金額または算定方法

組織再編行為の効力発生日の前日における本件新株予約権の出資金額に、必要な調整を行った額とし、(注)2に準じて調整する。

新株予約権を行使できる期間

本件新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本件新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

新株予約権の行使の条件

(注)3に準じて決定する。

5. 2017年6月17日付で株式分割(1:50)、2017年12月1日付で株式分割(1:2)を行った結果、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額及び新株予約権の株式を行使により発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額が調整されております。

決議年月日	2017年2月15日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 1
新株予約権の数(個)	56
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 5,600(注)1、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	900(注)2、5
新株予約権の行使期間	自 2019年2月16日 至 2027年2月15日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 900 資本組入額 450 (注)5
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	当社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

当事業年度の末日(2019年8月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2019年10月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が株式または新株予約権の無償割当を行う場合、当社が他社と合併を行う場合、または当社が会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて目的となる株式の数の調整を必要とすると当社が認めた場合、当社は合理的な範囲で目的たる株式の数の調整を行うことができるものとする。

2. 新株予約権の割当日後に、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整するものとする。なお、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後時価を下回る価額で新株の発行を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの新株発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記計算において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の総数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たりの新株発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれと読み替えるものとする。

さらに上記のほか、当社が株式または新株予約権の無償割当を行う場合、資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本減少、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

本新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社子会社の取締役、使用人または社外協力者の地位にあることを要する。ただし、当社取締役会決議により承認を得た場合はこの限りでない。

本新株予約権は当社の株式が日本国内の証券取引所に上場した場合に限り行使することができる。ただし、当社取締役会決議により承認を得た場合はこの限りでない。

本新株予約権者が死亡した場合は、本新株予約権の相続は認められない。

本新株予約権1個の分割行使はできない。

その他本新株予約権の行使の条件については、別途当社と本新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に従う。

4. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併(当社が消滅会社となる合併に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以下を総称して「組織再編行為」という。)をする場合であって、かつ、当該組織再編行為にかかる契約または

計画において、会社法第236条第1項第8号のイ、二、ホに掲げる株式会社の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれに交付する旨を定めた場合に限り、組織再編行為の効力発生日（新設型再編においては設立登記申請日、以下同じ。）の直前において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、当該募集新株予約権の消滅と引き換えに、再編対象会社の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。

新株予約権の目的となる株式の数または算定方法

組織再編行為の効力発生日の前日における本件新株予約権の目的となる株式の数に合併比率または株式交換もしくは株式移転比率を乗じた数に必要な調整を行った数とし、（注）1に準じて調整する。

新株予約権の行使に際して出資される金額または算定方法

組織再編行為の効力発生日の前日における本件新株予約権の出資金額に、必要な調整を行った額とし、（注）2に準じて調整する。

新株予約権を行使できる期間

本件新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本件新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

新株予約権の行使の条件

（注）3に準じて決定する。

5. 2017年6月17日付で株式分割（1：50）、2017年12月1日付で株式分割（1：2）を行った結果、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額及び新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額が調整されております。

決議年月日	2018年3月14日
付与対象者の区分及び人数(名)	従業員 1
新株予約権の数(個)	4
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 400(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,386(注)2
新株予約権の行使期間	自 2019年2月16日 至 2027年2月15日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,386 資本組入額 1,193
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	当社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

当事業年度の末日(2019年8月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2019年9月30日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- (注)1. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が株式または新株予約権の無償割当を行う場合、当社が他社と合併を行う場合、または当社が会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて目的となる株式の数の調整を必要とすると当社が認めた場合、当社は合理的な範囲で目的たる株式の数の調整を行うことができるものとする。

2. 新株予約権の割当日後に、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整するものとする。なお、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後時価を下回る価額で新株の発行を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの新株発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記計算において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の総数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たりの新株発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれと読み替えるものとする。

さらに上記のほか、当社が株式または新株予約権の無償割当を行う場合、資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本減少、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

本新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社子会社の取締役、使用人または社外協力者の地位にあることを要する。ただし、当社取締役会決議により承認を得た場合はこの限りでない。

本新株予約権者が死亡した場合は、本新株予約権の相続は認められない。

本新株予約権1個の分割行使はできない。

その他本新株予約権の行使の条件については、別途当社と本新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に従う。

4. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併(当社が消滅会社となる合併に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以下を総称して「組織再編行為」という。)をする場合であって、かつ、当該組織再編行為にかかる契約または計画において、会社法第236条第1項第8号のイ、二、ホに掲げる株式会社の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれに交付する旨を定めた場合に限り、組織再編行為の効力発生日(新設型再編においては設立登

記申請日、以下同じ。)の直前において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、当該募集新株予約権の消滅と引き換えに、再編対象会社の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。

新株予約権の目的となる株式の数または算定方法

組織再編行為の効力発生日の前日における本件新株予約権の目的となる株式の数に合併比率または株式交換もしくは株式移転比率を乗じた数に必要な調整を行った数とし、(注)1に準じて調整する。

新株予約権の行使に際して出資される金額または算定方法

組織再編行為の効力発生日の前日における本件新株予約権の出資金額に、必要な調整を行った額とし、(注)2に準じて調整する。

新株予約権を行使できる期間

本件新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本件新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

新株予約権の行使の条件

(注)3に準じて決定する。

決議年月日	2018年9月12日
付与対象者の区分及び人数(名)	従業員 1
新株予約権の数(個)	21
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 2,100(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,814(注)2
新株予約権の行使期間	自 2020年9月13日 至 2028年9月12日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,814 資本組入額 1,407
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	当社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

当事業年度の末日(2019年8月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2019年10月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- (注)1. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が株式または新株予約権の無償割当を行う場合、当社が他社と合併を行う場合、または当社が会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて目的となる株式の数の調整を必要とすると当社が認めた場合、当社は合理的な範囲で目的たる株式の数の調整を行うことができるものとする。

2. 新株予約権の割当日後に、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整するものとする。なお、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後時価を下回る価額で新株の発行を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの新株発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記計算において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の総数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たりの新株発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれと読み替えるものとする。

さらに上記のほか、当社が株式または新株予約権の無償割当を行う場合、資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本減少、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

本新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社子会社の取締役、使用人または社外協力者の地位にあることを要する。ただし、当社取締役会決議により承認を得た場合はこの限りでない。

本新株予約権者が死亡した場合は、本新株予約権の相続は認められない。

本新株予約権1個の分割行使はできない。

その他本新株予約権の行使の条件については、別途当社と本新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に従う。

4. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併(当社が消滅会社となる合併に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以下を総称して「組織再編行為」という。)をする場合であって、かつ、当該組織再編行為にかかる契約または計画において、会社法第236条第1項第8号のイ、二、ホに掲げる株式会社の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれに交付する旨を定めた場合に限り、組織再編行為の効力発生日(新設型再編においては設立登

記申請日、以下同じ。)の直前において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、当該募集新株予約権の消滅と引き換えに、再編対象会社の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。

新株予約権の目的となる株式の数または算定方法

組織再編行為の効力発生日の前日における本件新株予約権の目的となる株式の数に合併比率または株式交換もしくは株式移転比率を乗じた数に必要な調整を行った数とし、(注)1に準じて調整する。

新株予約権の行使に際して出資される金額または算定方法

組織再編行為の効力発生日の前日における本件新株予約権の出資金額に、必要な調整を行った額とし、(注)2に準じて調整する。

新株予約権を行使できる期間

本件新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本件新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

新株予約権の行使の条件

(注)3に準じて決定する。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
2014年11月19日 (注)1	98,412	100,080	-	121,820	-	115,320
2015年6月12日 (注)2	2,224	102,304	100,080	221,900	100,080	215,400
2015年9月15日 (注)3	90	102,394	4,050	225,950	4,050	219,450
2016年4月26日 (注)4	-	102,394	-	225,950	100,000	119,450
2017年6月15日 (注)5	10,940	91,454	-	225,950	-	119,450
2017年6月17日 (注)6	4,481,246	4,572,700	-	225,950	-	119,450
2017年12月1日 (注)7	4,572,700	9,145,400	-	225,950	-	119,450
2017年12月1日～ 2018年8月31日 (注)8	7,500	9,152,900	712	226,662	712	120,162
2018年9月1日～ 2019年8月31日 (注)9	45,700	9,198,600	5,651	232,314	5,651	125,814

(注)1. 株式分割(1:60)によるものであります。

2. 有償第三者割当増資

割当先 株式会社日本経済新聞社、個人3名

発行価格 1株当たり90,000円

資本組入額 1株当たり45,000円

3. 有償第三者割当増資

割当先 個人1名

発行価格 1株当たり90,000円

資本組入額 1株当たり45,000円

4. 会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金を減少し、その他資本剰余金へ振替えたものであります。

5. 自己株式の消却による減少であります。

6. 株式分割(1:50)によるものであります。

7. 株式分割(1:2)によるものであります。

8. 2017年12月1日から2018年8月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が7,500株、資本金及び資本準備金がそれぞれ712千円増加しております。

9. 2018年9月1日から2019年8月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が45,700株、資本金及び資本準備金がそれぞれ5,651千円増加しております。

(5) 【所有者別状況】

2019年8月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	5	20	12	31	2	575	645	-
所有株式数(単元)	-	4,425	278	9,541	3,818	5	73,906	91,973	1,300
所有株式数の割合(%)	-	4.81	0.30	10.37	4.15	0.01	80.36	100.0	-

(注) 自己株式74株は、「単元未満株式の状況」に含めて記載しております。

(6) 【大株主の状況】

2019年8月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
仲暁子	東京都渋谷区	6,529,000	70.97
株式会社サイバーエージェント	東京都渋谷区宇田川町40-1	828,500	9.00
川田尚吾	東京都世田谷区	587,800	6.39
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	279,700	3.04
アーキタイプ株式会社	東京都港区麻布十番二丁目8番10号	122,500	1.33
野村信託銀行株式会社(投信口)	東京都千代田区大手町2丁目2-2	86,400	0.93
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-12	70,400	0.76
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCT E PSMPJ(常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	125 LONDON WALL LONDON BC2Y5AJ UNITED KINGDOM (東京都千代田区丸の内2丁目7-1)	65,619	0.71
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT(常任代理人 香港上海銀行東京支店カスタディ業務部)	ONE LINCOLN STREET, BOSTON MA USA 02111 (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	60,445	0.65
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN(CASHPB)(常任代理人 野村證券株式会社)	1 ANGEL LANE, LONDON, EC4R 3AB, UNITED KINGDOM(東京都中央区日本橋1丁目9-1)	50,700	0.55
計	-	8,681,064	94.37

(7)【議決権の状況】
 【発行済株式】

2019年8月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 9,197,300	91,973	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 1,300	-	-
発行済株式総数	9,198,600	-	-
総株主の議決権	-	91,973	-

【自己株式等】

該当事項はありません。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 普通株式

- (1)【株主総会決議による取得の状況】
 該当事項はありません。
- (2)【取締役会決議による取得の状況】
 該当事項はありません。
- (3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】
 該当事項はありません。
- (4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
保有自己株式数	74	-	74	-

(注) 当期間における「保有自己株式数」には、2019年11月1日から有価証券報告書提出までの単元未満株式の買取請求および単元未満株式の買増請求による株式数は含めておりません。

3【配当政策】

当社は、財務体質の強化と事業拡大の為の内部留保の充実等を図ることが重要であると考え、過去において配当を行っておりませんが、株主に対する利益還元も経営の重要課題であると認識しております。

今後の配当政策の基本方針としましては、収益力の強化や事業基盤の整備を実施しつつ、内部留保の充実状況及び企業を取り巻く事業環境を勘案したうえで、株主に対して安定的かつ継続的な利益還元を実施する方針であります。内部留保資金につきましては、事業拡大を目的とした中長期的な事業原資として利用していく予定であります。

なお、剰余金の配当を行う場合、年1回の期末配当を基本方針としており、配当の決定機関は株主総会となっております。また、当社は中間配当を取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

当事業年度の配当につきましては、将来の事業展開と経営体質を強化し、必要な内部留保を確保するため、配当を実施しておりません。

内部留保資金につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、事業拡大のために有効投資してまいります。

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、「シゴトでココロオドル人をふやす」のミッションに基づき、当社グループサービスをご利用下さるお客様はもちろん、株主や投資家の皆さま等の本質的な需要を満たし、社会に貢献するサービスを提供することで、あらゆるステークホルダーから継続的な信頼を得ることが重要であると認識しております。

当該認識のもと、当社では監査等委員会を設置し、経営の意思決定と業務執行の監督に透明性を確保し、適正かつ効率的な経営活動に取り組みながら、コーポレート・ガバナンスの充実に努めております。

企業統治の体制及びその体制を採用する理由

イ) 企業統治の体制の概要

当社は、取締役による監督機能を強化することでコーポレート・ガバナンスの一層の充実に図り、経営の健全性と透明性を更に向上させることを目的として、2015年11月26日開催の定時株主総会をもって、監査等委員会設置会社に移行しています。

(取締役会)

当社の取締役会は、監査等委員である取締役3名を含む取締役5名で構成されており、監査等委員である取締役は全員が社外取締役です。社外取締役には、他の会社の役員経験を有する者等を招聘し、各自の豊富な実務経験に基づく企業経営に関する知見を活用するとともに、より広い視野に基づいた経営意思決定と社外からの経営監視を可能とする体制作りを推進しています。

取締役会は、効率的かつ迅速な意思決定を行えるよう、定時取締役会を原則毎月1回開催するほか必要に応じて臨時取締役会を開催しています。

取締役会は、法令及び定款に則り、取締役の業務監督機関及び経営上の重要事項の意思決定機関として機能しています。

議長：代表取締役 仲暁子

構成員：取締役 川崎禎紀、取締役監査等委員 高原明子（社外取締役）、取締役監査等委員 成松淳（社外取締役）、取締役監査等委員 吉羽真一郎（社外取締役）

(監査等委員会)

当社の監査等委員会は、監査等委員である取締役3名によって構成され、その全員が社外取締役です。監査等委員である取締役には公認会計士や弁護士、企業経営について独立した観点を有する者も含まれており、各々の職業倫理の観点で経営監視が行われる体制を整備しています。

監査等委員である取締役は、取締役会その他において、取締役の職務執行について適宜意見を述べています。

監査等委員会は、ガバナンスのあり方とその運営状況を監視し、取締役の職務の執行を含む日常的活動の監査・監督を行うため、監査計画に基づき監査を実施し、監査等委員会を毎月1回開催するほか、内部監査担当者及び会計監査人との会合も設け、監査に必要な情報の共有化を図っています。

議長：取締役監査等委員 高原明子（社外取締役）

構成員：取締役監査等委員 成松淳（社外取締役）、取締役監査等委員 吉羽真一郎（社外取締役）

(内部監査)

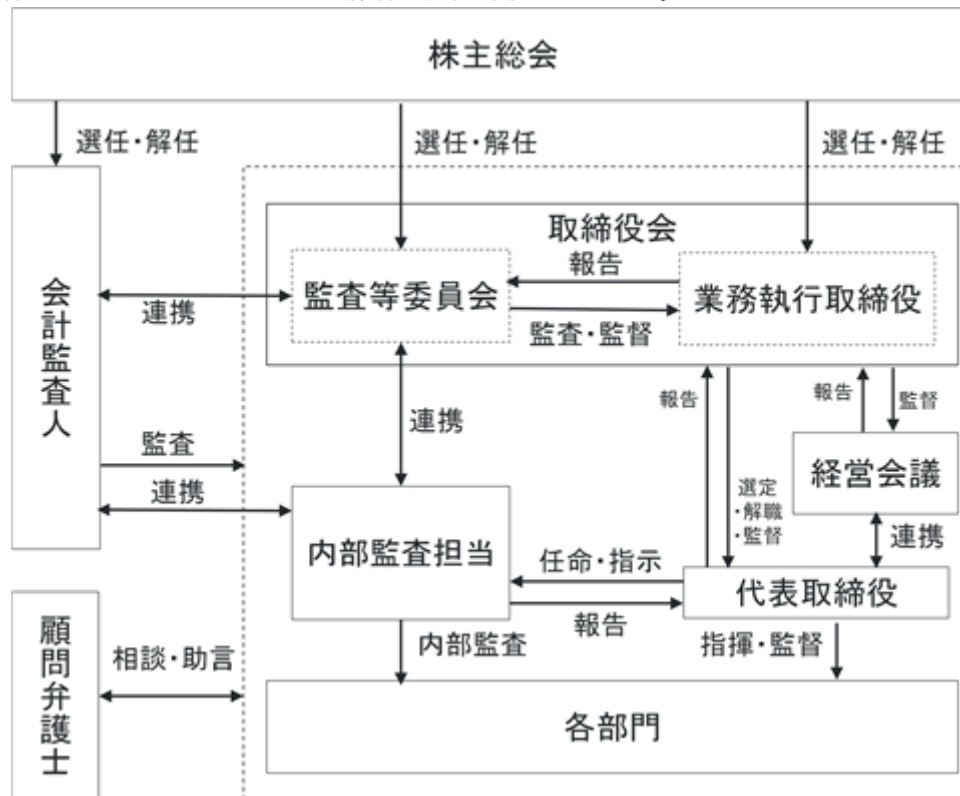
当社の内部監査は、独立した内部監査室は設置しておりませんが、代表取締役直轄のコーポレートチームに所属する内部監査担当者2名及びビジネスチーム1名、開発チーム1名の合計4名で内部監査を実施しております。それぞれが自己の属する部門を除く業務監査を実施し、監査の独立性を確保しております。内部監査担当者は、代表取締役及び監査等委員会に対して監査結果を報告しております。また監査等委員会及び会計監査人との連携を保ち、監査に必要な情報の共有化を図ることにより、各監査の実効性を高めています。

ロ) 当該体制を採用する理由

当社は、経営の透明・公正かつ迅速な意思決定を実現するコーポレート・ガバナンス体制の構築に向け、現在のコーポレート・ガバナンス体制が、取締役会の意思決定・監督機能強化と業務執行の迅速化を実現できる企業統治システムと判断し、現体制を採用しています。

八) 当社の機関・内部統制の関係

当社のコーポレート・ガバナンス体制は以下の図のとおりです。



内部統制システムの整備の状況

当社におきましては、「内部統制の基本方針」を制定すると共に各種社内規程を整備し、役職員の責任の明確化を行うことで規程遵守の徹底を図り、内部統制システムが有効に機能する体制を確保しております。

当社で定める内部統制システムの基本方針については、以下の通りです。

- イ．取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・代表取締役は、企業理念および組織の理想を実現するための社内環境を整備し、意識の浸透および文化の醸成に努める。
 - ・当社グループは、相互協力のもと、コンプライアンスの遵守を確保するための体制強化や、コーポレートガバナンスの充実に取り組むものとする。
 - ・取締役会の監督機能を強化するため、業務を執行しない社外取締役を置く。
 - ・監査等委員会は、当社グループのコンプライアンス体制に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、取締役会に対して改善策の策定を求めるものとする。
 - ・法令及び定款に反する行為を早期発見し是正することを目的とする社内報告体制として、内部通報制度を整備する。また、当該制度に基づき報告した者が不利益な取扱いを受けないことを明文化し、適正に対応する。
 - ・反社会的勢力とは取引関係も含めて一切の関係をもたない。反社会的勢力からの不当要求に対しては、組織全体として毅然とした対応をとる。
- ロ．取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制
 - ・取締役は、文書管理規程等社内規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下「文書等」という）に適切に記録、保存し、かつ管理する。
 - ・管理責任者は、文書管理規程により、取締役等（監査等委員である取締役を含む）が必要に応じて、これらの文書等を閲覧できる状態を維持する。
- ハ．損失の危険管理に関する規程その他の体制
 - ・代表取締役は、事業上の重要なリスクを認識・分類・評価し、これに対応する。また、事業上の重要なリスクに関しては、経営会議等においてこれを共有、対応策を判断し管理を行う。
 - ・代表取締役は、内部統制に係る開示すべき重要な不備の情報を、取締役等（監査等委員である取締役を含む）およびその他の関係者に対し、適切に伝達・共有する。また、企業外部からの情報についても、適切に利用し、関係者に適切に伝達する。

二．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役会は定款及び取締役会規程に基づき運営し、定時開催の他、必要に応じて臨時に開催する。取締役会では、付議事項の審議及び重要な報告を行う。
- ・取締役会に付議される事項については、事前に十分な審議及び議論を実施して、取締役の職務が効率的に行われるような事業運営を行う。
- ・事業計画を定め、達成すべき目標を明確にして、定期的に進捗を確認し、必要な対策や見直しを行う。
- ・代表取締役は、職務分掌、権限、責任を職務権限規程等において明確化する。

ホ．監査等委員会の職務を補助すべき取締役および従業員に関する事項、当該従業員の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項および当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ・監査等委員会の求めまたは指示により、必要に応じて、その職務の執行を補助する人員を配置する。この場合、当該人員は監査等委員会以外の者から指示命令を受けないよう独立性を保ち、指示の実効性を確保する。また、当該人員の人事異動、評価等については、監査等委員会の意見を尊重する。

ヘ．監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・監査等委員会は、社内での重要な会議に出席する機会、取締役及び重要な使用人からヒアリングする機会を確保する。
- ・監査等委員会は、代表取締役、会計監査人それぞれとの間で定期的に意見交換の会合を行う。また必要に応じ会計監査人に報告を求める。
- ・監査等委員会は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、自らの判断で、弁護士等外部専門家のアドバイスを求めることができる。
- ・当社は、監査等委員がその職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査等委員の職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じるものとする。

ト．財務報告の基本方針

- ・当社グループの財務報告の適正性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、内部統制システムを構築するとともに、そのシステムが適正に機能することを継続的に評価し、必要に応じて是正を行う。

リスク管理体制の整備の状況

当社は、コーポレートチームが主管部署となり、各部門との情報共有を行うことで、リスクの早期発見と未然防止に努めると共に、外部の顧問弁護士等の専門家を通報窓口とする内部通報制度を制定しております。組織的または個人的な法令違反ないし不正行為に関する通報等について、適正な処理の仕組みを定めることにより、不正行為等による不祥事の防止及び早期発見を図っております。

責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役または支配人その他使用人であるものを除く）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

取締役の定数

当社の取締役の定数は10名以内とする旨、定款で定めております。なお、監査等委員である取締役は5名以内としております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらない旨を定款で定めております。

自己株式の取得

当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行えるようにするため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年2月末日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【 役員の状況 】

役員一覧

男性3名 女性2名 (役員のうち女性の比率40.0%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役	仲 暁子	1984年10月12日生	2008年4月 ゴールドマン・サックス証券株式会社入社 2010年7月 Facebook Japan株式会社入社 2010年9月 当社設立 代表取締役就任 (現任)	(注) 2	6,529,000
取締役	川崎 禎紀	1981年8月30日生	2006年4月 ゴールドマン・サックス・ジャパン・ホールディングス有限会社入社 2012年4月 当社入社 2013年10月 当社 取締役就任 (現任)	(注) 2	42,000
取締役 (監査等委員)	高原 明子	1967年8月31日生	1991年4月 三菱商事株式会社入社 1996年3月 株式会社ビジネス・コープ (現 株式会社ベネフィット・ワン) 出向 1999年6月 ソフトバンク株式会社入社 2000年12月 イー・ショッピング・ブックス株式会社 (現 株式会社セブン&アイ・ネットメディア) 入社 2005年4月 株式会社ブラメド入社 2007年3月 みずほ証券株式会社入社 2008年11月 株式会社ベネッセスタイルケア入社 2012年5月 株式会社リヴァンプ入社 2014年4月 当社 常勤監査役就任 2015年11月 当社 社外取締役 (監査等委員) 就任 (現任) 2017年12月 PCIホールディングス株式会社社外取締役就任 2018年12月 PCIホールディングス株式会社社外取締役就任 (監査等委員) (現任)	(注) 3	-
取締役 (監査等委員)	成松 淳	1968年11月14日生	1996年11月 監査法人原会計事務所入所 1998年5月 監査法人トーマツ (現 有限責任監査法人トーマツ) 入所 2004年12月 株式会社東京証券取引所上場部出向 2007年1月 クックパッド株式会社入社 2007年6月 同社取締役就任 2007年7月 同社執行役就任 2013年4月 ミューゼオ株式会社設立、代表取締役社長 (現任) 2013年10月 株式会社レアジョブ社外監査役就任 2013年12月 株式会社ヘリオス社外監査役就任 (現任) 2015年11月 当社 社外取締役 (監査等委員) 就任 (現任) 2016年6月 株式会社レアジョブ社外取締役 (監査等委員) 就任 (現任) 2017年3月 株式会社クロス・マーケティンググループ社外取締役 (監査等委員) 就任 (現任) 2018年3月 株式会社ヘリオス社外取締役 (現任)	(注) 3	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 (監査等委員)	吉羽 真一郎	1973年11月4日生	2011年10月 株式会社enish社外監査役就任(現任) 2013年1月 潮見坂総合法律事務所パートナー(現任) 2015年11月 当社 社外取締役(監査等委員)就任(現任) 2017年5月 株式会社スタジオアタオ社外取締役(監査等委員)就任(現任) 2018年6月 株式会社サイバー・バズ社外監査役就任(現任) 2019年4月 株式会社ハマイ社外監査役就任(現任) 2019年6月 フリュウ株式会社社外監査役就任(現任)	(注)3	-
計					6,571,000

- (注) 1. 高原明子氏、成松淳氏及び吉羽真一郎氏は、社外取締役です。
 2. 2019年11月28日開催の定時株主総会の終結の時から、1年間
 3. 2019年11月28日開催の定時株主総会の終結の時から、2年間
 4. 当社は、執行役員制度を導入しております。執行役員の氏名及び担当は以下のとおりであります。
- | | | |
|------|-------|-----------|
| 執行役員 | 兼平敏嗣 | コーポレート担当 |
| 執行役員 | 川口かおり | ビジネスチーム担当 |
| 執行役員 | 青山直樹 | デザイン担当 |
| 執行役員 | 森脇健斗 | 開発チーム担当 |
| 執行役員 | 大谷昌継 | HR担当 |

社外役員の状況

当社グループでは、コーポレート・ガバナンスにおいて客観性のある経営監視が重要であるとの認識の下、社外取締役により構成される監査等委員会を設置し、経営監視機能の充実を図っております。なお、社外取締役の当社からの独立性に関しては、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の判断基準を参考にしております。

提出日時点において、監査等委員である取締役3名全員は社外取締役です。

高原明子氏は、大手企業や中小企業において、財務・経理業務、内部監査業務に携わってきた経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有していることから、当社の経営基本方針の決定及び業務執行の監督を果たしていただけるものと判断し、選任しております。当社との間には、人的関係、資本的關係又は取引関係その他の利害関係はありません。

成松淳氏は、公認会計士としての財務及び会計に関する深い知見に加え、豊富な経験を有しており、これらの知見、経験を当社の経営に活かしていただけるものと判断し、選任しております。当社との間には、人的関係、資本的關係はありません。なお、同氏が代表取締役を務めるミュージオ株式会社は当社の取引先ですが、同社との取引実績は売上高の1%未満であります。

吉羽真一郎氏は、弁護士としての高度の専門知識及び豊富な経験を有しており、これらの知識、経験を当社の経営に活かしていただきたいため、選任しております。当社との間には、人的関係、資本的關係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員会による監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

内部監査担当者と社外取締役は、定期的に内部監査の実施状況等について情報交換を行い、監査機能の向上を図っております。また、内部監査担当者、社外取締役及び会計監査人は、三様監査会議にて情報の共有を行い、監査上の問題点の有無や課題等について、随時、意見交換を行っております。

(3)【監査の状況】

監査等委員会監査の状況

当社は監査等委員会設置会社であり、常勤監査等委員1名、非常監査等委員2名の合計3名で構成されております。

各監査等委員は、取締役会等の重要な会議に出席し、業務執行状況について報告を受け、またそれらに対し意見を述べるほか、重要書類の閲覧や各従業員に対するヒアリング等を通じ、適法性及び妥当性について監査・監督を行い、適正な業務執行の確保を図っております。また内部監査担当者及び会計監査人と定期的に情報交換・意見交換を行うなどの連携を密にして、監査の実効性と効率性の向上を目指しております。

内部監査の状況

当社の内部監査は、独立した内部監査室は設置していませんが、代表取締役直轄のコーポレートチームに所属する内部監査担当者2名、ビジネスチーム1名及び開発チーム1名の合計4名で内部監査を実施しております。それぞれが自己の属する部門を除く業務監査を実施し、代表取締役に対して監査結果を報告しております。また、自己監査とならないように、コーポレートチームの監査は、他部門の責任者が内部監査を実施することにより、監査の独立性を確保しております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

有限責任監査法人トーマツ

b. 業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員 業務執行社員：森田 健司、竹田 裕

c. 会計監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士3名、その他6名であります。

なお、監査年数は7年を経過していないため、記載を省略しております。

d. 監査法人の選定方針と理由

当社は、会計監査人の選定方針は定めていませんが、監査日数、人員配置並びに前事業年度の監査実績の検証及び評価等を実施した上で決定しています。

e. 監査等委員会による監査法人の評価

当社監査等委員会は、監査法人に対して評価を行っています。この評価にあたっては、独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、その職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて追加説明を求めています。また、職務の執行が適正に行われることを確保するための体制に関し、「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日 企業会計審議会）等に従っている旨の通知を受け、説明を求めています。

上記内容をもとに、「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」（平成27年11月10日 公益社団法人日本監査役協会）にある評価項目に準じて評価を行った結果、監査法人の職務執行に問題はないと評価しています。

監査報酬の内容等

「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」（平成31年1月31日内閣府令第3号）による改正後の「企業内容等の開示に関する内閣府令」第二号様式記載上の注意(56) d (f) から の規定に経過措置を適用しております。

a. 監査公認会計士等に対する報酬の内容

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
提出会社	22,000	-	25,000	-
連結子会社	-	-	-	-
計	22,000	-	25,000	-

b. その他重要な報酬の内容

該当事項はありません。

c. 監査報酬の決定方針

当社の監査法人の監査報酬の額につきましては、監査法人から提示された監査計画及び監査報酬見積資料に基づき、監査法人との必要かつ十分な協議を経て決定しております。具体的には、監査計画で示された重点監査項目の監査及びレビュー手続の実施範囲が、監査時間に適切に反映されていること等を確認するとともに、過年度における監査時間の計画実績比較等も含めこれらを総合的に勘案のうえ、監査報酬の額を決定しております。なお、監査法人の独立性を担保する観点から、監査報酬の額の決定に際しては監査等委員会の同意を得ております。

d. 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画・監査の実施状況および報酬見積り等の算定根拠などを確認し、総合的に検討した結果、会計監査人の報酬等について同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

各取締役の報酬額は固定報酬及び業績連動報酬により構成されており、株主総会において決議された報酬総額の限度内で、取締役会の決議により一任された代表取締役が、社外取締役の助言・提言を踏まえて、毎年、更新・決定しております。

また、各監査等委員の報酬額は、株主総会において決議された報酬総額の限度内で、監査等委員会の決議により決定しております。

取締役（監査等委員及び社外取締役であるものを除く）の報酬等の限度額は、2017年11月22日開催の第7回定時株主総会において年額50,000千円以内、社外取締役（監査等委員）の報酬の限度額は、2015年11月26日開催の第5回定時株主総会において年額12,000千円以内と決議しております。提出日現在において、これらの支給枠に基づく報酬等の支給対象となる役員は、取締役（監査等委員及び社外取締役であるものを除く）2名、社外取締役（監査等委員）3名であります。

（取締役（監査等委員及び社外取締役であるものを除く））

取締役の報酬等につきましては、各取締役の職責や役位に応じて支給する固定報酬と、会社業績や各取締役の経営への貢献度に応じて支給する業績連動報酬で構成されておりますが、その支給割合の決定方針は定めておりません。

業績連動報酬に関しましては、会社の業績見込み、従業員の給与水準を勘案し、併せて、定性的な個人の業績評価を加味して報酬額を算定しております。

その具体的な報酬等の額につきましては、株主総会にて決議された金額の範囲内で取締役会の一任を受けた代表取締役が決定しており、当事業年度におきましては、2018年11月30日開催の取締役会にて代表取締役へ一任を決議しております。

（社外取締役（監査等委員））

社外取締役（監査等委員）の報酬等の額は、監査等委員の協議により決定しております。なお、監査等委員につきましては、独立性の確保の観点から、固定報酬のみとしております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役 (監査等委員及び社外取締役 であるものを除く)	36,539	29,700	6,839	-	3
社外役員 (監査等委員)	10,800	10,800	-	-	3

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、株価の変動や株式に係る配当によって利益を得ることを目的として保有する株式を純投資目的である投資株式とし、それ以外の目的で保有する株式を純投資目的以外の目的である投資株式として区分しております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容
 保有目的が純投資目的以外の目的である株式を取得する際には、社内規定に基づき取得意義や経済合理性の観点から踏まえて取得是非を判断すると共に、取得後は定期的に保有継続の合理性を検証しております。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式	3	21,650
非上場株式以外の株式	-	-

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(千円)	株式数の増加の理由
非上場株式	1	6,007	新規投資によるため。
非上場株式以外の株式	-	-	-

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(千円)
非上場株式	-	-
非上場株式以外の株式	-	-

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報
 該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2018年9月1日から2019年8月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2018年9月1日から2019年8月31日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、または会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、セミナー等への参加をしております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2018年8月31日)	当連結会計年度 (2019年8月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	636,111	1,076,607
売掛金	169,892	201,071
前払費用	84,269	118,507
その他	13,324	23,993
貸倒引当金	126	4,035
流動資産合計	903,471	1,416,144
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	90,677	83,651
工具、器具及び備品(純額)	29,086	34,413
有形固定資産合計	119,764	118,065
無形固定資産		
ソフトウェア	3,642	-
ソフトウェア仮勘定	3,718	-
無形固定資産合計	7,361	-
投資その他の資産		
投資有価証券	16,102	21,650
繰延税金資産	5,293	40,334
敷金	152,037	151,244
その他	5	4,838
貸倒引当金	-	4,833
投資その他の資産合計	173,438	213,234
固定資産合計	300,564	331,299
資産合計	1,204,036	1,747,443
負債の部		
流動負債		
未払金	145,905	310,612
未払法人税等	63,379	156,133
前受金	283,999	349,580
その他	77,373	137,250
流動負債合計	570,658	953,577
負債合計	570,658	953,577
純資産の部		
株主資本		
資本金	226,662	232,314
資本剰余金	215,133	220,785
利益剰余金	195,389	341,885
自己株式	193	193
株主資本合計	636,992	794,791
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	86	232
為替換算調整勘定	3,778	1,167
その他の包括利益累計額合計	3,691	1,399
新株予約権	77	475
純資産合計	633,378	793,866
負債純資産合計	1,204,036	1,747,443

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2017年9月1日 至 2018年8月31日)	当連結会計年度 (自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)
営業収益	2,163,444	2,922,366
営業費用	1,198,243	1,261,729
営業利益	181,012	305,146
営業外収益		
受取利息	5	8
助成金収入	-	853
受取遅延損害金	203	1,027
その他	524	610
営業外収益合計	734	2,501
営業外費用		
支払利息	23	-
為替差損	3,139	13,066
株式公開費用	1,054	-
その他	62	-
営業外費用合計	4,280	13,066
経常利益	177,465	294,581
特別損失		
減損損失	2	25,634
特別損失合計	-	5,634
税金等調整前当期純利益	177,465	288,946
法人税、住民税及び事業税	72,590	177,351
法人税等調整額	1,190	34,900
法人税等合計	73,781	142,450
当期純利益	103,684	146,495
親会社株主に帰属する当期純利益	103,684	146,495

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2017年9月1日 至 2018年8月31日)	当連結会計年度 (自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)
当期純利益	103,684	146,495
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	86	319
為替換算調整勘定	1,658	2,611
その他の包括利益合計	1,572	2,291
包括利益	102,112	148,787
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	102,112	148,787

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2017年9月1日 至 2018年8月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	225,950	173,611	91,704	4,190	487,076
当期変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）	712	712			1,425
親会社株主に帰属する当期純利益			103,684		103,684
自己株式の処分		40,810		4,190	45,000
自己株式の取得				193	193
新株予約権の発行					
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	712	41,522	103,684	3,996	149,916
当期末残高	226,662	215,133	195,389	193	636,992

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	-	2,120	2,120	-	484,956
当期変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）					1,425
親会社株主に帰属する当期純利益					103,684
自己株式の処分					45,000
自己株式の取得					193
新株予約権の発行				77	77
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	86	1,658	1,571	-	1,571
当期変動額合計	86	1,658	1,571	77	148,421
当期末残高	86	3,778	3,691	77	633,378

当連結会計年度（自 2018年9月1日 至 2019年8月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	226,662	215,133	195,389	193	636,992
当期変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）	5,651	5,651			11,303
親会社株主に帰属する当期純利益			146,495		146,495
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	5,651	5,651	146,495	-	157,798
当期末残高	232,314	220,785	341,885	193	794,791

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	86	3,778	3,691	77	633,378
当期変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）					11,303
親会社株主に帰属する当期純利益					146,495
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	319	2,611	2,291	397	2,688
当期変動額合計	319	2,611	2,291	397	160,488
当期末残高	232	1,167	1,399	475	793,866

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2017年9月1日 至 2018年8月31日)	当連結会計年度 (自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	177,465	288,946
減価償却費	17,536	24,704
減損損失	-	5,634
株式報酬費用	77	397
株式公開費用	1,054	-
貸倒引当金の増減額(は減少)	48	8,741
為替差損益(は益)	1,093	6,142
受取利息	5	8
売上債権の増減額(は増加)	79,986	31,534
前払費用の増減額(は増加)	27,697	34,286
未払金の増減額(は減少)	72,823	166,240
前受金の増減額(は減少)	81,237	65,582
その他	4,880	54,229
小計	248,431	554,790
利息の受取額	5	8
法人税等の支払額	22,931	93,929
営業活動によるキャッシュ・フロー	225,505	460,869
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	71,975	19,407
無形固定資産の取得による支出	6,315	-
敷金の差入による支出	3,812	1,481
敷金及び保証金の回収による収入	55	-
投資有価証券の取得による支出	15,977	6,007
投資活動によるキャッシュ・フロー	98,025	26,897
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	50,000	-
短期借入金の返済による支出	50,000	-
新株予約権の行使による株式の発行による収入	1,425	11,303
自己株式の取得による支出	193	-
自己株式の処分による収入	45,000	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	46,231	11,303
現金及び現金同等物に係る換算差額	2,828	4,779
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	170,883	440,495
現金及び現金同等物の期首残高	465,228	636,111
現金及び現金同等物の期末残高	636,111	1,076,607

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数 1社
- (2) 連結子会社の名称 Wantedly Singapore Pte. Ltd.

2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

Wantedly Singapore Pte. Ltd.の決算日は、6月30日であります。

連結財務諸表の作成にあたっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

投資有価証券

時価のないもの 移動平均法による原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	15年
工具、器具及び備品	3～15年

無形固定資産(リース資産を除く)

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年以内)に基づいております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(5) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクを負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準適用指針第29号 平成30年3月30日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

- ステップ1: 顧客との契約を識別する。
- ステップ2: 契約における履行義務を識別する。
- ステップ3: 取引価格を算定する。
- ステップ4: 契約における履行義務に取引価格を配分する。
- ステップ5: 履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年8月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中であります。

(表示方法の変更)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)(以下、「税効果会計基準一部改正」という。)を当連結会計年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示する方法に変更しました。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」1,933千円は「投資その他の資産」の「繰延税金資産」5,293千円に含めて表示しております。

また、税効果会計関係注記において、税効果会計基準一部改正第3項から第5項に定める「税効果会計に係る会計基準」注解(注8)(評価性引当額の合計額を除く。)及び同注解(注9)に記載された内容を追加しております。ただし、当該内容のうち前連結会計年度に係る内容については、税効果会計基準一部改正第7項に定める経過的な取扱いに従って記載しておりません。

(連結損益計算書)

前連結会計年度まで「営業外収益」の「その他」に含めて表示しておりました「受取遅延損害金」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より、区分掲記しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組み替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「営業外収益」の「その他」に表示しておりました203千円は「営業外収益」の「受取遅延損害金」として組み替えております。

(連結貸借対照表関係)
 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2018年8月31日)	当連結会計年度 (2019年8月31日)
減価償却累計額	39,017千円	60,124千円

(連結損益計算書関係)

1 営業費用のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2017年9月1日 至 2018年8月31日)	当連結会計年度 (自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)
給料及び手当	405,872千円	605,469千円
広告宣伝費	621,269	621,137
通信費	224,820	299,321
地代家賃	155,528	199,576
貸倒引当金繰入額	48	8,826

2 減損損失の内容は次のとおりであります。

前連結会計年度(自 2017年9月1日 至 2018年8月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)

場所	用途	種類	金額(千円)
東京本社(東京都港区)	自社利用ソフトウェア	ソフトウェア	5,634

当社グループは、主に管理会計の区分を考慮して資産のグルーピングを行っております。

自社利用ソフトウェアについては、当初予定していた収益が見込めなくなったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

なお、回収可能価額は使用価値により測定しており、使用価値は零として評価しております。

(連結包括利益計算書関係)

その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2017年9月1日 至 2018年8月31日)	当連結会計年度 (自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	125千円	421千円
組替調整額	-	-
税効果調整前	125	421
税効果額	38	102
その他有価証券評価差額金	86	319
為替換算調整勘定：		
当期発生額	1,658千円	2,611千円
組替調整額	-	-
税効果調整前	1,658	2,611
税効果額	-	-
為替換算調整勘定	1,658	2,611
その他の包括利益合計	1,572	2,291

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2017年9月1日 至 2018年8月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
発行済株式				
普通株式(注)1、2、3	4,572,700	4,580,200	-	9,152,900
合計	4,572,700	4,580,200	-	9,152,900
自己株式				
普通株式(注)4、5	50,000	74	50,000	74
合計	50,000	74	50,000	74

(注)1. 当社は、2017年12月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。

2. 普通株式の発行済株式総数の増加4,572,700株は株式分割によるものであります。

3. 普通株式の発行済株式総数の増加7,500株は新株予約権の行使によるものであります。

4. 普通株式の自己株式の株式数の減少50,000株は自己株式の処分によるものであります。

5. 普通株式の自己株式の株式数の増加74株は単元未満株式の買取によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社	第6回新株予約権	-	-	-	-	-	77
	合計		-	-	-	-	77

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2018年9月1日 至 2019年8月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
発行済株式				
普通株式（注）1	9,152,900	45,700	-	9,198,600
合計	9,152,900	45,700	-	9,198,600
自己株式				
普通株式	74	-	-	74
合計	74	-	-	74

（注）1. 普通株式の発行済株式総数の増加45,700株は新株予約権の行使によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計 年度末残高 （千円）
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社	第6回新株予約権	-	-	-	-	-	87
提出会社	第7回新株予約権	-	-	-	-	-	387
	合計	-	-	-	-	-	475

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2017年9月1日 至 2018年8月31日)	当連結会計年度 (自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)
現金及び預金勘定	636,111千円	1,076,607千円
現金及び現金同等物	636,111千円	1,076,607千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、必要な資金は自己資金で賄っております。一時的な余資につきましては普通預金で保有しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。営業債務である未払金は流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、営業債権についてコーポレートチームが取引先別に期日及び残高を管理するとともに、入金状況を各事業部門に随時連絡しております。これにより、各取引先の財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払を実行できなくなるリスク)の管理

当社は、コーポレートチームが適時に資金繰り計画を作成・更新することにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織りこんでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度（2018年8月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	636,111	636,111	-
(2) 売掛金	169,892		
貸倒引当金()	126		
	169,765	169,765	-
(3) 敷金	152,037	148,591	3,446
資産計	957,915	954,469	3,446
(1) 未払金	145,905	145,905	-
(2) 未払法人税等	63,379	63,379	-
負債計	209,284	209,284	-

()売掛金に対する貸倒引当金を控除しております。

当連結会計年度（2019年8月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	1,076,607	1,076,607	-
(2) 売掛金	201,071		
貸倒引当金()	4,035		
	197,035	197,035	-
(3) 敷金	151,244	151,244	-
資産計	1,424,887	1,424,887	-
(1) 未払金	310,612	310,612	-
(2) 未払法人税等	156,133	156,133	-
負債計	466,745	466,745	-

()売掛金に対する貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項
資 産

(1)現金及び預金

すべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2)売掛金

すべて短期で決済されるため、時価は貸倒引当金控除後の帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3)敷金

時価については、将来キャッシュ・フローを期末から返還までの見積り期間に基づき、国債の利回り等の適切な指標にスプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1)未払金並びに(2)未払法人税等

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	前連結会計年度 2018年8月31日	当連結会計年度 2019年8月31日
非上場株式	16,102	21,650

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(2018年8月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	636,111	-	-	-
売掛金	169,892	-	-	-
敷金	-	-	-	152,037
合計	806,004	-	-	152,037

当連結会計年度(2019年8月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,076,607	-	-	-
売掛金	201,071	-	-	-
敷金	-	-	-	151,244
合計	1,277,678	-	-	151,244

(有価証券関係)

その他有価証券

前連結会計年度(2018年8月31日)

非上場株式(連結貸借対照表計上額16,102千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当連結会計年度(2019年8月31日)

非上場株式(連結貸借対照表計上額21,650千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2017年9月1日 至 2018年8月31日)	当連結会計年度 (自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)
販売費及び一般管理費	77	397

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 2名 (注)2	当社取締役 1名 当社従業員 3名	当社取締役 1名 当社従業員 4名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 78,000株	普通株式 130,000株	普通株式 156,000株
付与日	2013年1月17日	2014年11月26日	2015年11月26日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2015年1月18日 至 2023年1月17日	自 2016年11月27日 至 2024年11月26日	自 2017年11月27日 至 2025年11月26日

	第5回新株予約権	第6回新株予約権	第7回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 1名 (注)3	当社従業員 2名	当社従業員 2名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 7,000株	普通株式 1,200株	普通株式 2,500株
付与日	2017年2月15日	2018年3月14日	2018年10月1日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2019年2月16日 至 2027年2月15日	自 2020年3月15日 至 2028年3月14日	自 2020年9月13日 至 2028年9月12日

- (注) 1. 株式数に換算して記載しております。また、2014年11月19日付株式分割(普通株式1株につき60株の割合)及び2017年6月17日付株式分割(普通株式1株につき50株の割合)、2017年12月1日付株式分割(普通株式1株につき2株の割合)による調整後の株式数を記載しております。
2. 従業員の取締役就任により、当連結会計末現在において、付与対象者の区分及び人数は、当社取締役1名、当社従業員1名であります。
3. 従業員の取締役就任により、当連結会計年度末現在において、付与対象者の区分及び人数は、当社取締役1名であります。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2019年8月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
権利確定前（株）			
前連結会計年度末	39,000	65,000	124,800
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	23,400	39,000	31,200
未確定残	15,600	26,000	93,600
権利確定後（株）			
前連結会計年度末	39,000	57,500	31,200
権利確定	23,400	39,000	31,200
権利行使	24,000	12,500	7,800
失効	-	-	-
未行使残	54,000	84,000	54,600

	第5回新株予約権	第6回新株予約権	第7回新株予約権
権利確定前（株）			
前連結会計年度末	7,000	1,200	-
付与	-	-	2,500
失効	-	800	400
権利確定	2,800	-	-
未確定残	4,200	400	2,100
権利確定後（株）			
前連結会計年度末	-	-	-
権利確定	2,800	-	-
権利行使	1,400	-	-
失効	-	-	-
未行使残	1,400	-	-

(注) 株式数に換算して記載しております。また、2014年11月19日付株式分割（普通株式1株につき60株の割合）及び2017年6月17日付株式分割（普通株式1株につき50株の割合）、2017年12月1日付株式分割（普通株式1株につき2株の割合）による調整後の株式数を記載しております。

単価情報

	第1回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
権利行使価格(円)	27	190	900
行使時平均株価(円)	2,341	3,592	2,800
付与日における 公正な評価単価(円)	-	-	-

	第5回新株予約権	第6回新株予約権	第7回新株予約権
権利行使価格(円)	900	2,386	2,814
行使時平均株価(円)	3,860	-	-
付与日における 公正な評価単価(円)	-	928	1,208

(注) 2014年11月19日付株式分割(普通株式1株につき60株の割合)及び2017年6月17日付株式分割(普通株式1株につき50株の割合)、2017年12月1日付株式分割(普通株式1株につき2株の割合)を行っているため、当該株式分割後の価格に換算して記載しております。

3. 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

- (1) 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式
 (2) 主な基礎数値及びその見積方法

株価変動性 (注1)	46.49%
平均残存期間 (注2)	5.96年
予想配当 (注3)	0円/株
無リスク利率 (注4)	0.019%

(注1) 当社は、上場後2年に満たないため類似上場会社のボラティリティの単純平均に基づき算定しました。

(注2) 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積っております。

(注3) 2019年8月期の配当実績によります。

(注4) 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみを反映させる方法を採用しております。

5. スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- (1) 当連結会計年度末における本源的価値の合計額 984,074千円
 (2) 当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの
 権利行使日における本源的価値の合計額 107,910千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2018年8月31日)	当連結会計年度 (2019年8月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	1,635千円	8,624千円
未払事業所税	258	973
貸倒引当金	38	2,237
貸倒損失否認	-	345
未払賞与	-	24,408
為替差損	-	1,881
減価償却超過額	3,398	1,862
敷金償却	1,300	1,957
ソフトウェア	-	1,725
税務売上認識額	303	-
繰越欠損金(注)2	33,013	32,106
その他有価証券評価差額金	-	102
繰延税金資産小計	38,105	76,223
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)2	-	32,106
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	-	3,782
評価性引当額小計(注)1	34,706	35,889
繰延税金資産合計	5,331	40,334
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	38	-
繰延税金負債合計	38	-
繰延税金資産の純額	5,293	40,334

(注)1. 評価性引当額に重要な変動はありません。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額
 当連結会計年度(2019年8月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越 欠損金(*)	-	-	-	-	-	32,106	32,106
評価性引当額	-	-	-	-	-	32,106	32,106
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(*)税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額です。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2018年8月31日)	当連結会計年度 (2019年8月31日)
法定実効税率	30.9%	30.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.6	1.1
住民税均等割	0.3	0.2
税額控除	11.2	-
税率変更	0.0	-
評価性引当額の増減	12.0	5.5
留保金課税	7.6	7.9
海外子会社の税率差異	-	3.8
その他	1.5	0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	41.6	49.3

(資産除去債務関係)

当社は、本社等オフィスの不動産賃借契約に基づき、オフィスの退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、賃借契約に関連する敷金が資産に計上されているため、当該資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当連結会計年度の負担に属する金額を費用計上する方法によっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは、ビジネスSNS事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2017年9月1日 至 2018年8月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービス区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%超であるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービス区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%超であるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 2017年9月1日 至 2018年8月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)

当社グループは、ビジネスSNS事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2017年9月1日 至 2018年8月31日)	当連結会計年度 (自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)
1株当たり純資産額	69.19円	86.25円
1株当たり当期純利益金額	11.34円	15.94円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	10.99円	15.47円

(注) 1. 当社は、2017年12月1日付で株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

2. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2017年9月1日 至 2018年8月31日)	当連結会計年度 (自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)
1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益金額(千円)	103,684	146,495
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益金額(千円)	103,684	146,495
期中平均株式数(株)	9,144,046	9,190,805
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	288,685	279,333
(うち新株予約権(株))	(288,685)	(279,333)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	第6回新株予約権 新株予約権の数 12個 普通株式 1,200株	第7回新株予約権 新株予約権の数 21個 普通株式 2,100株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	当連結会計年度
営業収益 (千円)	686,835	1,397,592	2,153,551	2,922,366
税金等調整前四半期 (当期) 純利益金額 (千円)	95,299	186,875	317,933	288,946
親会社株主に帰属する四半期 (当期) 純利益金額 (千円)	56,067	101,790	177,083	146,495
1 株当たり四半期 (当期) 純利 益金額 (円)	6.11	11.08	19.27	15.94

(会計期間)	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期
1 株当たり四半期純利益又は 1 株当たり四半期純損失金額 () (円)	6.11	4.97	8.19	3.33

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2018年8月31日)	当事業年度 (2019年8月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	571,787	1,028,829
売掛金	162,663	195,130
前払費用	83,316	117,695
その他	62,049	51,029
貸倒引当金	126	2,473
流動資産合計	879,689	1,390,211
固定資産		
有形固定資産		
建物	104,867	104,867
減価償却累計額	14,189	21,215
建物(純額)	90,677	83,651
工具、器具及び備品	53,914	73,322
減価償却累計額	24,828	38,908
工具、器具及び備品(純額)	29,086	34,413
有形固定資産合計	119,764	118,065
無形固定資産		
ソフトウェア	3,642	-
ソフトウェア仮勘定	3,718	-
無形固定資産合計	7,361	-
投資その他の資産		
投資有価証券	16,102	21,650
関係会社株式	133,512	0
繰延税金資産	5,293	40,334
敷金	149,723	149,059
関係会社長期貸付金	-	76,660
その他	5	4,838
貸倒引当金	-	58,993
投資その他の資産合計	304,637	233,549
固定資産合計	431,763	351,614
資産合計	1,311,452	1,741,826

(単位：千円)

	前事業年度 (2018年8月31日)	当事業年度 (2019年8月31日)
負債の部		
流動負債		
未払金	142,850	308,502
未払費用	10,948	27,183
未払法人税等	63,379	156,133
前受金	283,870	349,558
預り金	22,322	42,734
その他	43,119	62,773
流動負債合計	566,492	946,885
負債合計	566,492	946,885
純資産の部		
株主資本		
資本金	226,662	232,314
資本剰余金		
資本準備金	120,162	125,814
その他資本剰余金	94,971	94,971
資本剰余金合計	215,133	220,785
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	303,193	341,793
利益剰余金合計	303,193	341,793
自己株式	193	193
株主資本合計	744,796	794,698
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	86	232
評価・換算差額等合計	86	232
新株予約権	77	475
純資産合計	744,960	794,941
負債純資産合計	1,311,452	1,741,826

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2017年9月1日 至 2018年8月31日)	当事業年度 (自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)
営業収益	2,142,975	2,902,079
営業費用	1,190,320	1,252,032
営業利益	239,773	380,046
営業外収益		
受取利息	5	2,105
業務受託料	7,382	4,254
受取遅延損害金	203	1,027
雑収入	157	610
営業外収益合計	7,749	6,945
営業外費用		
支払利息	23	-
為替差損	1,447	12,635
株式公開費用	1,054	-
雑損失	62	-
営業外費用合計	2,588	12,635
経常利益	244,933	374,357
特別損失		
関係会社株式評価損	-	133,512
減損損失	-	5,634
貸倒引当金繰入額	-	54,160
特別損失合計	-	193,307
税引前当期純利益	244,933	181,049
法人税、住民税及び事業税	72,590	177,351
法人税等調整額	1,190	34,900
法人税等合計	73,781	142,450
当期純利益	171,152	38,599

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2017年9月1日 至 2018年8月31日）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
					繰越利益剰余金			
当期首残高	225,950	119,450	54,161	173,611	132,040	132,040	4,190	527,412
当期変動額								
新株の発行（新株予約権の行使）	712	712		712				1,425
当期純利益					171,152	171,152		171,152
自己株式の処分			40,810	40,810			4,190	45,000
自己株式の取得							193	193
新株予約権の発行								
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	712	712	40,810	41,522	171,152	171,152	3,996	217,384
当期末残高	226,662	120,162	94,971	215,133	303,193	303,193	193	744,796

	評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金		
当期首残高	-	-	527,412
当期変動額			
新株の発行（新株予約権の行使）			1,425
当期純利益			171,152
自己株式の処分			45,000
自己株式の取得			193
新株予約権の発行		77	77
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	86		86
当期変動額合計	86	77	217,548
当期末残高	86	77	744,960

当事業年度(自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)

(単位:千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	226,662	120,162	94,971	215,133	303,193	303,193	193	744,796
当期変動額								
新株の発行(新株 予約権の行使)	5,651	5,651		5,651				11,303
当期純利益					38,599	38,599		38,599
株主資本以外の項 目の当期変動額 (純額)								
当期変動額合計	5,651	5,651	-	5,651	38,599	38,599	-	49,902
当期末残高	232,314	125,814	94,971	220,785	341,793	341,793	193	794,698

	評価・換算 差額等	新株予約権	純資産 合計
	その他有価証 券評価差額金		
当期首残高	86	77	744,960
当期変動額			
新株の発行(新株 予約権の行使)			11,303
当期純利益			38,599
株主資本以外の項 目の当期変動額 (純額)	319	397	80
当期変動額合計	319	397	49,981
当期末残高	232	475	794,941

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 投資有価証券

時価のないもの 移動平均法による原価法

(2) 関係会社株式

移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	15年
工具、器具及び備品	3～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年以内）に基づいております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上することとしております。

4. 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示しております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」1,933千円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」5,293千円に含めて表示しております。

(損益計算書)

前事業年度まで「営業外収益」の「その他」に含めて表示しておりました「受取遅延損害金」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より、区分掲記しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組み替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外収益」の「その他」に表示しておりました203千円は「営業外収益」の「受取遅延損害金」として組み替えております。

(貸借対照表関係)

関係会社に対する短期金銭債権

	前事業年度 2018年8月31日(千円)	当事業年度 2019年8月31日(千円)
短期金銭債権	48,725	27,120

(損益計算書関係)

1 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度63.0%、当事業年度62.2%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度37.0%、当事業年度37.8%であります。

営業費用のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2017年9月1日 至 2018年8月31日)	当事業年度 (自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)
給料及び手当	374,965千円	563,254千円
広告宣伝費	601,199	604,903
通信費	224,139	298,034
減価償却費	17,536	24,704
地代家賃	150,970	190,785
貸倒引当金繰入額	48	7,179

2 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2017年9月1日 至 2018年8月31日)	当事業年度 (自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)
営業取引以外の取引による取引高	7,382千円	5,298千円

(有価証券関係)

前事業年度(2018年8月31日)

投資有価証券(貸借対照表計上額16,102千円)及び関係会社株式(貸借対照表計上額133,512千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度(2019年8月31日)

投資有価証券(貸借対照表計上額21,650千円)及び関係会社株式(貸借対照表計上額0千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2018年 8月31日)	当事業年度 (2019年 8月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	1,635千円	8,624千円
未払事業所税	258	973
貸倒引当金	38	18,821
税務売上認識額	303	-
敷金償却	1,300	1,957
減価償却超過額	3,398	1,862
貸倒損失否認	-	345
未払賞与	-	24,408
関係会社株式	-	40,881
為替差損	-	1,881
ソフトウェア	-	1,725
その他有価証券評価差額金	-	102
繰延税金資産小計	6,935	101,583
評価性引当額	1,603	61,248
繰延税金資産合計	5,331	40,334
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	38	-
繰延税金負債合計	38	-
繰延税金資産の純額	5,293	40,334

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2018年 8月31日)	当事業年度 (2019年 8月31日)
法定実効税率	- %	30.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	-	1.8
住民税均等割	-	0.3
評価性引当額の増減	-	33.0
留保金課税	-	12.7
その他	-	0.4
税効果会計適用後の法人税等の負担率	-	78.7

(注) 前事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 却累計額又は 償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	104,867	-	-	104,867	21,215	7,026	83,651
工具、器具及び備品	53,914	19,407	-	73,322	38,908	14,080	34,413
有形固定資産計	158,782	19,407	-	178,190	60,124	21,106	118,065
無形固定資産							
ソフトウェア	3,815	3,443	7,258 (5,634)	-	-	1,451	-
ソフトウェア仮勘定	3,718	-	3,718	-	-	-	-
無形固定資産計	7,534	3,443	10,977 (5,634)	-	-	1,451	-

(注)「当期減少額」欄の()内は内書きで、減損損失の計上額であります。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	126	61,466	126	61,466

(2)【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3)【その他】

該当事項はありません。

第 6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年 9 月 1 日から翌年 8 月 31 日まで
定時株主総会	事業年度末日の翌日から 3 カ月以内
基準日	8 月 31 日
剰余金の配当の基準日	2 月末日 8 月 31 日
1 単元の株式数	100 株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	-
買取手数料	無料
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載 URL : https://www.wantedly.com
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第8期）（自 2017年9月1日 至 2018年8月31日）2018年11月29日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2018年11月29日関東財務局長に提出

(2) 四半期報告書及びその添付書類

（第9期第1四半期）（自 2018年9月1日 至 2018年11月30日）2019年1月15日関東財務局長に提出

（第9期第2四半期）（自 2018年12月1日 至 2019年2月28日）2019年4月15日関東財務局長に提出

（第9期第3四半期）（自 2019年3月1日 至 2019年5月31日）2019年7月16日関東財務局長に提出

(3) 臨時報告書

2018年12月3日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2019年11月20日

ウォンテッドリー株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森田 健司 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 竹田 裕 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているウォンテッドリー株式会社の2018年9月1日から2019年8月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ウォンテッドリー株式会社及び連結子会社の2019年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2019年11月20日

ウォンテッドリー株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	森田 健司	印
--------------------	-------	-------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	竹田 裕	印
--------------------	-------	------	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているウォンテッドリー株式会社の2018年9月1日から2019年8月31日までの第9期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ウォンテッドリー株式会社の2019年8月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。